

第3次上尾市環境基本計画【改定版】
素案

2025年10月



上尾市環境政策課

第3次上尾市環境基本計画【改定版】素案

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の基本的事項	2
2. 上尾市の概況	5
第2章 計画改定の方針	9
1. 環境をめぐる社会の動き	10
2. 現行計画の評価	12
3. 改定計画の視点	18
第3章 望ましい環境像（案）	21
1. 望ましい環境像（案）	22
2. 施策の方針（案）	23
3. 環境施策の構成（案）	27
4. 施策体系（案）	28
第4章 上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	31
1. 計画の基本的事項	32
2. 温室効果ガス削減目標と再生可能エネルギー導入目標	33
3. 温室効果ガス削減に向けた取組	37
第5章 上尾市気候変動適応計画	41
1. 計画の基本的事項	42
2. 気候の変化と将来予測	43
3. 気候変動適応の取組	49
第6章 環境施策（案）	51
環境目標1 緑と水が身近で豊かなまち	52
環境目標2 健やかで安全、快適に暮らせるまち	59
環境目標3 資源循環の暮らしを営むまち	65
環境目標4 脱炭素な暮らしを営むまち	69
環境目標5 気候変動に適応したまち	77
環境目標6 みんなが環境行動を実践するまち	80
第7章 計画の進捗管理	83
1. 計画の推進体制	84
2. 計画の進捗管理	85
参考資料	87
用語解説（案）	88

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景と目的

本市では、平成 9（1997）年 9 月に「上尾市環境基本条例」を制定し、平成 10（1998）年 3 月に「上尾市環境基本計画」、平成 22（2010）年 3 月に「第 2 次上尾市環境基本計画」、令和 3（2021）年 3 月に「第 3 次上尾市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像の実現に向けて環境保全の取組を着実に進めてきました。

計画策定から 5 年の間に、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も 2050 年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、循環型社会、生物多様性の保全への対応などの環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。本市においても、令和 3（2021）年 7 月に 2050 年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明するなど、脱炭素社会の実現に全力で取り組んでいるところです。

この度、第 3 次上尾市環境基本計画が中間見直しの時期であることから、国内外の社会情勢や新たな環境課題へ対応するため、「第 3 次上尾市環境基本計画【改定版】」（以下「本計画」という。）を策定しました。

1-2 主な改定ポイント

●「地域気候変動適応計画」の包含

気候変動の影響に対応するため、本計画は気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含した計画として策定するものとします。

●望ましい環境像の見直し検討

現行計画の望ましい環境像を踏襲しつつ、計画改定の視点に配慮したうえで、ゼロカーボンシティの実現など 2050 年をイメージした望ましい環境像の見直しの検討を行います。

●施策体系・指標の見直し

現行計画は、6 つの環境分野と 6 つの環境目標が定められ、18 の施策の方向性が示されています。国の第 6 次環境基本計画における個別分野の重点施策の区分を参考に、「自然環境分野」、「都市・生活環境分野」、「資源循環分野」、「気候変動対策分野」、「人づくり・環境基盤の整備」の 5 つの分野区分に再編するものとし、それらに対応する環境目標、施策の体系、指標となるよう見直しを行います。

●市民・事業者の取組例の提示

計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政が、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実施していくことが求められていますが、意識調査では日常的に取り組める環境行動の実践を望む声が多くなっています。市民・事業者の行動の目安となるよう、それぞれの主体における分野別の取組例を提示していきます。

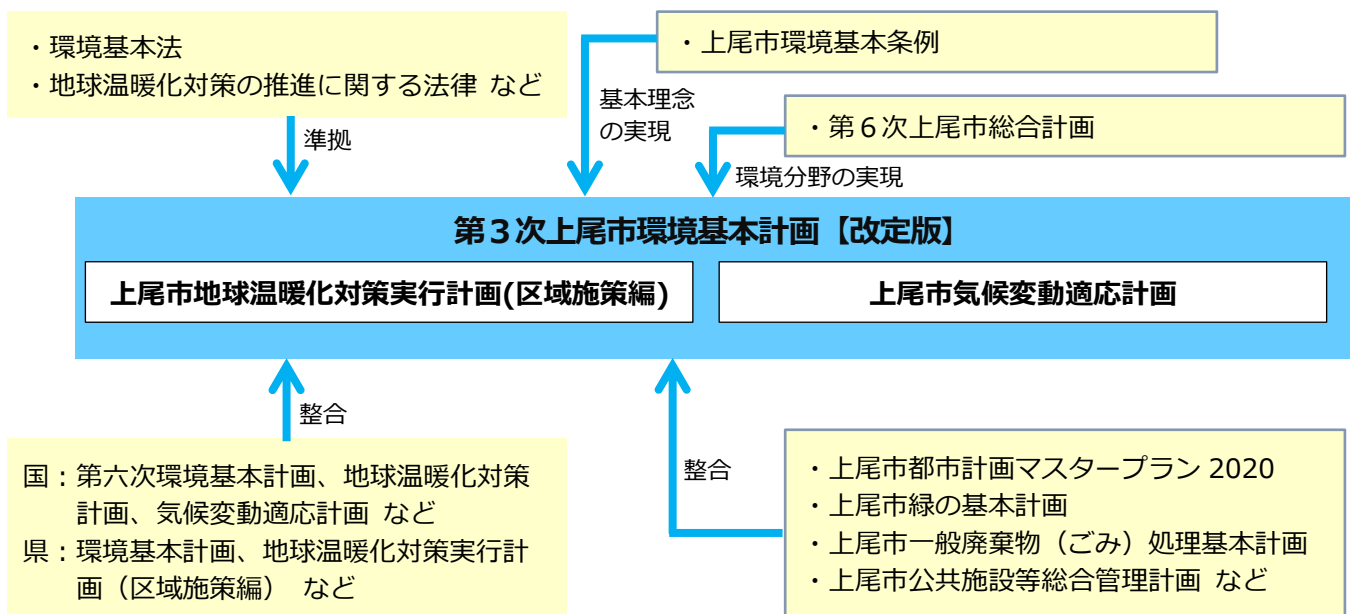
1-3 計画の位置付け

本計画は、上尾市環境基本条例第8条に基づき策定するもので、環境に関する市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境保全に取り組むための指針を明示するものです。

上尾市環境基本条例の基本理念と第6次上尾市総合計画に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、本市の環境行政の最も基礎となる計画です。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画など、各施策の内容についても整合を図ります。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」第12条に基づく「上尾市気候変動適応計画」を包含した計画として位置づけます。



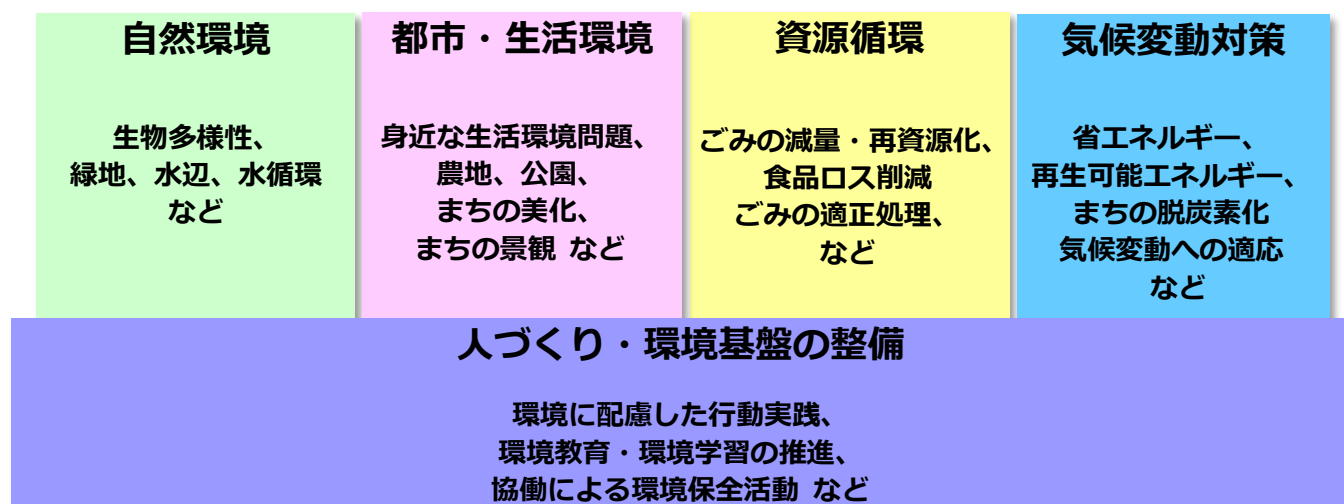
1-4 計画期間

本計画の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

ただし、環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて見直します。

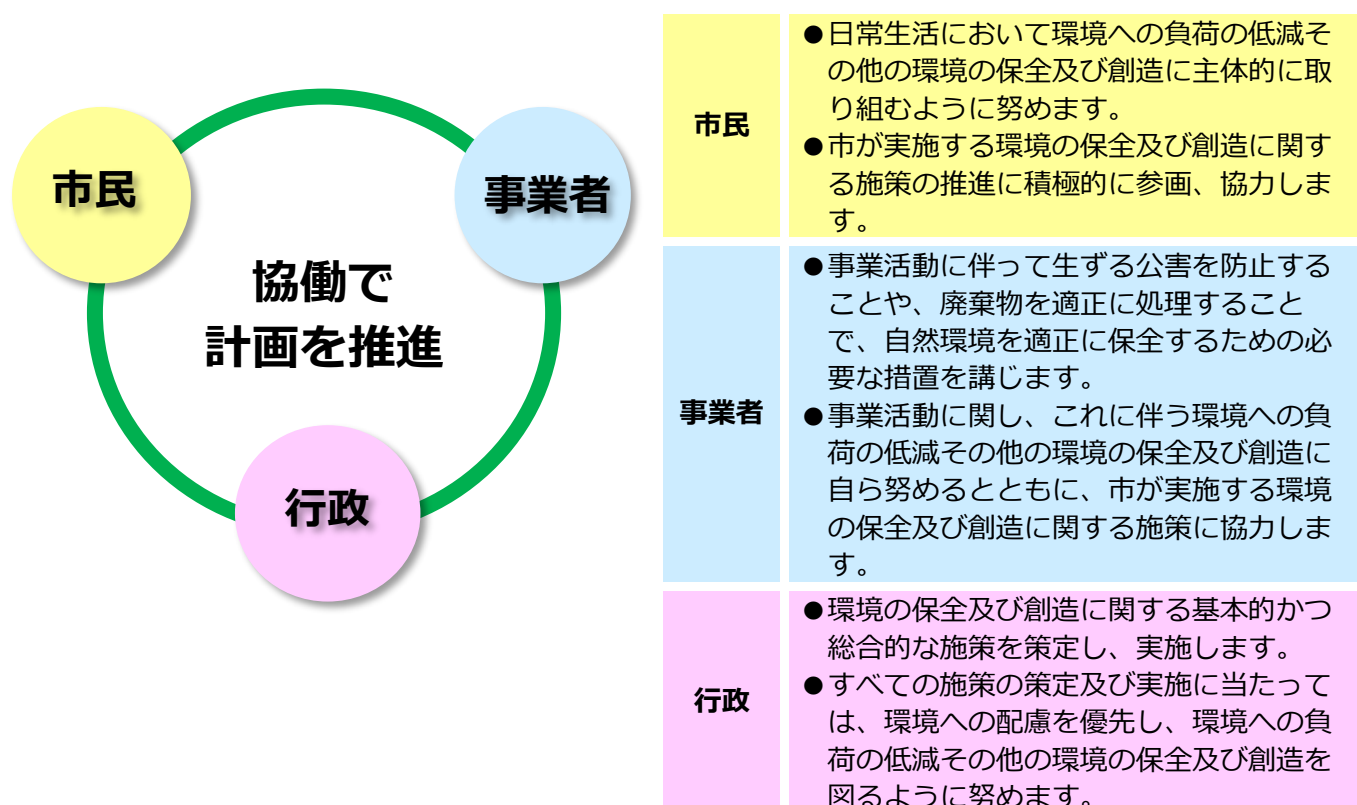
1-5 計画の対象分野

本計画が対象とする分野は、「自然環境」「都市・生活環境」「資源循環」「気候変動対策」「人づくり・環境基盤の整備」の5分野とします。



1-6 本計画の推進主体

本計画の推進主体は、「上尾市環境基本条例」に基づき、市民・事業者・行政とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を、協働により実践していきます。



2. 上尾市の概況

2-1 位置・地勢

本市は埼玉県の南東部に位置し、東西に10.48km、南北に9.32km、面積は45.51km²の広がりを持っています。隣接市町として東は伊奈町及び蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と接しています。

地勢としては起伏の少ない平坦な地形であり、市の西境に荒川、東境に綾瀬川、中心部に鴨川と芝川が平行して流れています。海拔は概ね15.4m、最も高い場所で約20m、低い場所で約9mとなっています。

地質は関東ローム層で、農耕に適した関東平野が広がっています。水辺の自然環境や市の周辺部の雑木林など豊かな自然環境を有していますが、近年、都市化の進行により宅地が増加し、農地や緑地は減少傾向にあります。

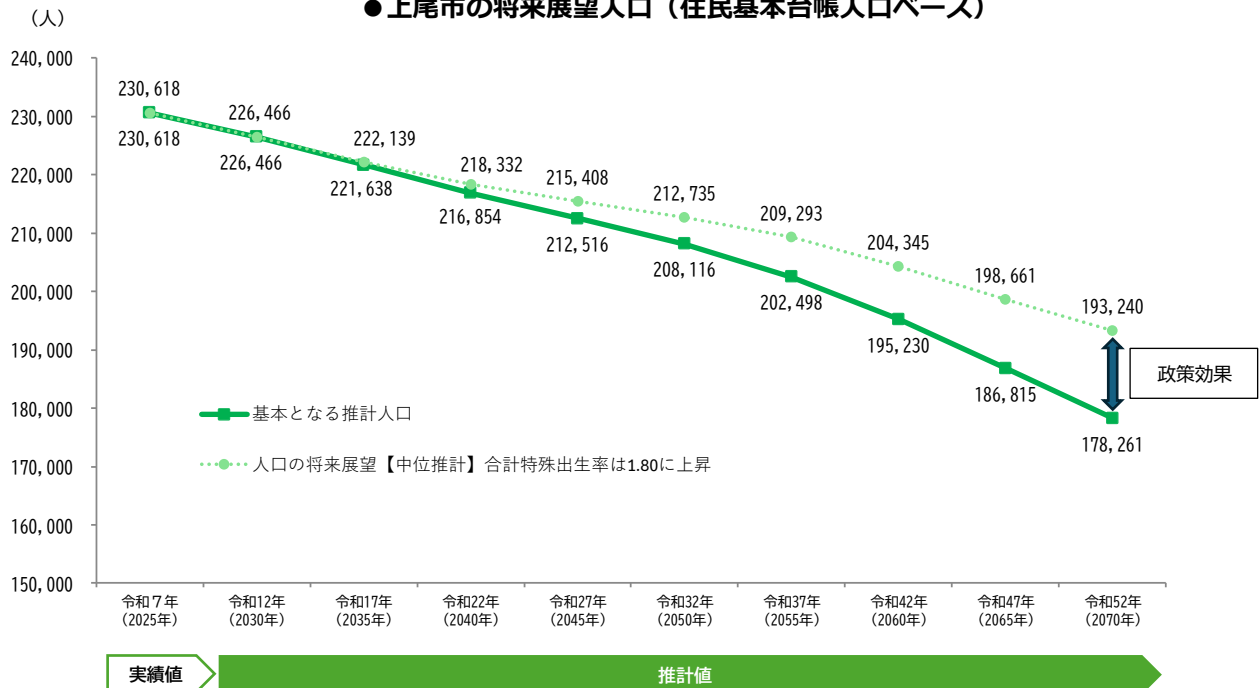
●上尾市の位置



2-2 将来人口

まちづくりの基礎となる人口について、第6次上尾市総合計画後期基本計画では、令和12(2030)年の将来展望人口を226,466人と推計しています。また、令和32(2050)年における将来展望人口は212,735人としており、基本となる推計人口(令和32(2050)年時点で208,116人)と比較して、施策展開による効果を約4,600人と見込んでいます。

●上尾市の将来展望人口（住民基本台帳人口ベース）

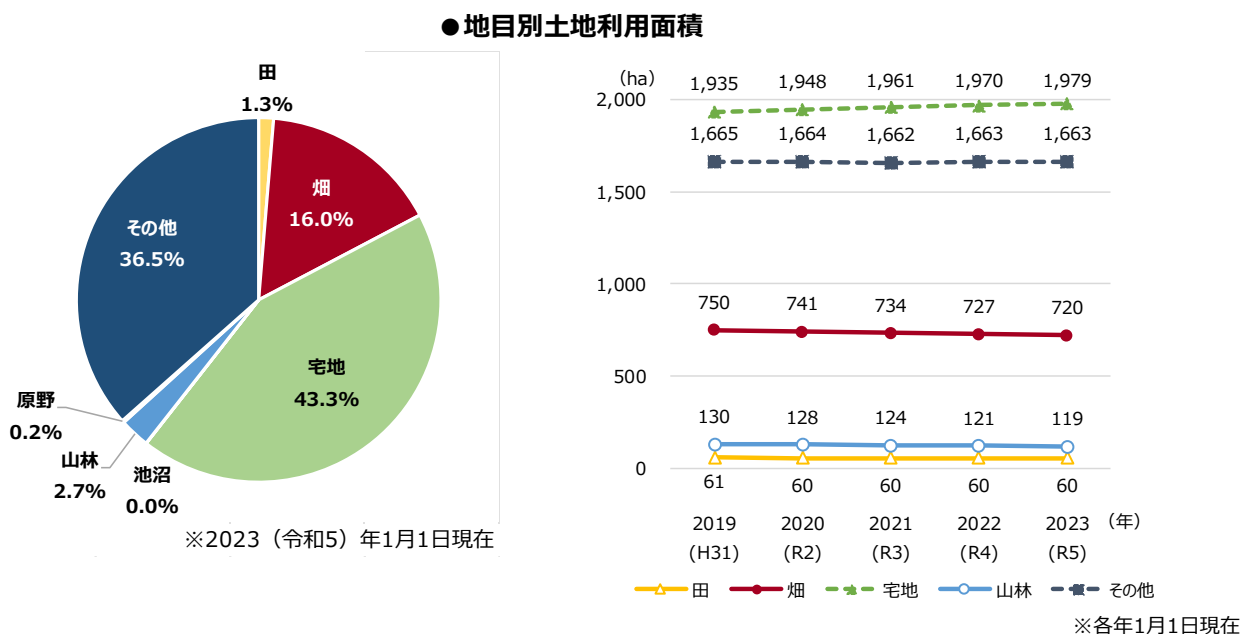


資料：第6次上尾市総合計画 後期基本計画

2-3 土地利用の状況

地目別の土地利用状況は、「宅地」が43.3%と最も多く、次いで「その他」36.5%、「畑」16.0%となっています。

市域の広範囲に自然的な土地利用が分布していますが、近年、畑や山林は減少傾向にあり、宅地は増加傾向にあります。



資料：統計あげお 令和5年版

2-4 自然環境の概要

本市は、大宮台地に位置し、市の東側には原市沼川と綾瀬川、西側には荒川、中心部には市を三分割するように芝川と鴨川が流れ、標高差の小さいほぼ平坦な地形となっています。

このため、良好な水辺環境が市街地に近接して保全されているほか、まとまりのある樹林地やみどり一体となった緑地が、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区に指定されています。

市街地には生産緑地地区が比較的多く点在し、周辺部にはコナラやクヌギ等の武蔵野の面影を残す雑木林や農地が一团となって残されています。

また、条例等による緑地保全地域として、県指定のふるさとの緑の景観地（「藤波・中分」と「原市」の2ヶ所）や市指定のふれあいの森、保存樹林、空閑地などが指定されています。

平方地域（西野周辺）の荒川の堤防には、埼玉県レッドデータブックに記載されている「アマナ」の生育が確認されているほか、大石地域の江川下流域には、河川、湿地、斜面林と多様な地形・生態系のつながりが保たれており、埼玉県レッドデータブックに記載されている「サクラソウ」、「サワトラノオ」、「ノウルシ」、「ヘラオモダカ」、「ミズワラビ」などの貴重な植物をはじめ、多くの両生類や哺乳類も確認されており、在来種の多様な動植物が生態系を構築しています。

さらに、三ツ又沼ビオトープでは、水生植物や湿地性の植物が豊かに茂り、様々な野鳥やトンボ類が暮らし、メダカやスミレなどかつて身近に見られた動植物のほかにも、「ミクリ」、「エキサイゼリ」、「ハナムグラ」などの希少な植物も多く確認されています。

2-5 産業の概要

令和3（2021）年の事業所総数は、全産業で6,043所、従業者数は67,522人であり、全産業のうち、事業所数・従業者数が最も多いのは「卸売業、小売業」で、次いで「医療、福祉」となっています。

平成28（2016）年と比較すると、「農業、林業」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業」が事業所数・従業者数ともに増えています。

本市は、戦前は機械・金物・食品工業が操業し、戦後は精密金属加工業の中小企業が生まれるなど、埼玉県内でも有数の伝統ある工業都市としての歴史をもっており、数多くの中小企業が地域のものづくりを支えてきました。

また、JR上尾駅の東西に商店街や大型商業施設が立地し、商業の集積が見られるほか、市域の東部や西部における農地では、水稻をはじめ、梨・ブドウ・キウイなどの果樹栽培や畑作、花卉栽培などが行われています。

●事業所数・従業者数

産業分類	2016（平成28）年				2021（令和3）年			
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数	
	所	%	人	%	所	%	人	%
総数	6,292	100.0	67,915	100.0	6,043	100.0	67,522	100.0
第1次産業	9	0.1	170	0.3	11	0.2	187	0.3
A 農業、林業	9	0.1	170	0.3	11	0.2	187	0.3
B 漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第2次産業	1,142	18.2	14,342	21.1	1,052	17.4	14,554	21.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
D 建設業	615	9.8	4,179	6.2	602	10.0	4,158	6.2
E 製造業	527	8.4	10,163	15.0	450	7.4	10,396	15.4
第3次産業	5,141	81.7	53,403	78.6	4,980	82.4	52,781	78.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.0	110	0.2	4	0.1	61	0.1
G 情報通信業	33	0.5	284	0.4	50	0.8	381	0.6
H 運輸業、郵便業	138	2.2	5,136	7.6	142	2.3	4,325	6.4
I 卸売業、小売業	1,393	22.1	17,058	25.1	1,330	22.0	16,147	23.9
J 金融業、保険業	70	1.1	962	1.4	63	1.0	896	1.3
K 不動産業、物品賃貸業	552	8.8	1,963	2.9	551	9.1	1,963	2.9
L 学術研究、専門・技術サービス業	253	4.0	1,654	2.4	278	4.6	1,953	2.9
M 宿泊業、飲食サービス業	754	12.0	6,342	9.3	637	10.5	5,430	8.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	688	10.9	3,673	5.4	602	10.0	3,334	4.9
O 教育、学習支援業	327	5.2	3,057	4.5	309	5.1	2,632	3.9
P 医療、福祉	583	9.3	9,610	14.2	639	10.6	11,898	17.6
Q 複合サービス事業	20	0.3	261	0.4	22	0.4	189	0.3
R サービス業（他に分類されないもの）	328	5.2	3,293	4.8	353	5.8	3,572	5.3

※公務を除く。上尾市にない産業分類は表示していません。

資料：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」

2-6 交通の概要

公共交通として、市域中央にJR高崎線が走り、市域東部に埼玉新都市交通伊奈線が走っています。また、JR上尾駅を中心に放射状にバス路線が整備されているほか、上尾市内循環バス（ぐるっとくん）が運行しています。

道路交通網においては、南に国道16号が、南北には国道17号線が縦断しており、平成28（2016）年4月に国道17号上尾バイパス線（上尾道路）が開通したほか、高速埼玉中央道路（新大宮上尾道路）延伸の具体化が進んでいます。また、（仮称）上尾南インターチェンジ・（仮称）上尾北インターチェンジの設置構想や、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）への直結などが予定されています。

第2章 計画改定の方角性

1. 環境をめぐる社会の動き

直近における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

	環境全般	気候変動
世界の動向	●持続可能な開発目標（SDGs） 平成27（2015）年9月「国連持続可能な開発サミット」にて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。 これは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための画期的な合意となりました。	●パリ協定 平成27（2015）年12月に採択され、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が温室効果ガス排出量削減の目標に向けて取組を実施すること等が規定されました。 ●グラスゴー気候合意 令和3（2021）年11月の「COP26」にて、2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃以内に抑える努力や、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすること等が合意されました。
国の動向	●第六次環境基本計画 令和6（2024）年5月に策定され、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現が掲げられました。気候変動、生物多様性の損失、汚染の直面する3つの危機に対して、「地域循環共生圏」の構築や「カーボンニュートラル」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」「自然再興（ネイチャーポジティブ）」等の施策の統合・シナジー等の政策が展開されています。	●2050年カーボンニュートラル宣言 令和2（2020）年10月、「2050年カーボンニュートラルの実現を目指す」ことが宣言されました。これを受け、令和3（2021）年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、同年10月には「2030年度に温室効果ガス排出量の46%削減（2013年度比）」を目標とする「地球温暖化対策計画」が改定されました。また、令和6（2024）年の法改正では、国内外で地球温暖化対策を加速するため、地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が定められました。 また、令和3（2021）年11月に、既に生じている気候変動による影響に対応するため、「気候変動適応計画」も改定されました。
埼玉県の動向	●埼玉県環境基本計画 令和4（2022）年4月に策定され、「Ⅰ 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」「Ⅱ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり」「Ⅲ あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」の3つを21世紀半ばを展望した長期的な目標として設定し、環境の保全と創造に関する8つの施策の方向を示しています。	●埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版 令和2（2020）年3月に策定され、総合的に地球温暖化対策に取り組んでいます。 地球温暖化の影響の深刻化や、脱炭素社会の実現に向けた動きが更に加速したことを受けて、令和5（2023）年3月に計画を改正し、令和32（2050）年の目指すべき将来像として「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を掲げ、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を平成25（2013）年度比46%削減に引き上げました。

資源循環

●バーゼル条約

有害な廃棄物が先進国から途上国に放置され環境汚染等の問題が顕在化したことから、平成元（1989）年3月に、移動の規制等を定めた条約が初めて作成されました。令和元（2019）年5月に開催されたCOP14では、規制対象物資に「汚れたプラスチックごみ」が追加されています。

●大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元（2019）年6月「G20大阪サミット」にて海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32（2050）年までにゼロにすることを目指すビジョンが共有されました。

●第五次循環型社会形成推進基本計画

令和6（2024）年8月に策定され、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を主眼に、持続可能な地域と社会づくり、事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環など、5つの重点分野が掲げられています。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、令和3（2021）年6月に、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、新たな法律が公布されました。

●第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 （埼玉県食品ロス削減推進計画）

令和3（2021）年3月に策定され、国の目標に合わせて令和7（2025）年度までの目標値が設定されています。

特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」を掲げ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくこととしています。

生物多様性

●昆明・モンリオール生物多様性枠組

COP10で採択された「愛知目標」の後継として、生物多様性に関する世界目標となる枠組が令和4（2022）年12月にCOP15で採択されました。生物多様性の観点から令和32（2050）年までに「自然と共生する世界」を実現するため、令和12（2030）年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、経済活動における生物多様性の主流化等が目標とされています。

●生物多様性国家戦略と30by30目標

令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、2030年自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現に向けて、30 by 30目標の達成等の取組による生態系の健全性の回復を含む5つの基本戦略が掲げられています。

●地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

ネイチャーポジティブの実現に向け、企業や自治体等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、計画認定制度や協定制度等を定める「生物多様性増進活動促進法」が令和7（2025）年4月から施行されています。

●埼玉県生物多様性保全戦略

令和6（2024）年3月に策定され、目指す将来像として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が掲げられ、2つの横断的・基盤的戦略（生態系の健全性の回復と基盤整備）と4つの生態系エリア別戦略（森林、里地里山、水域、都市）が示されました。

また、効果的な推進のため、令和4（2022）年4月に生物多様性の保全を進める関係者の連携・情報共有の拠点となる、「埼玉県生物多様性センター」を環境科学国際センターに設置しました。

2. 現行計画の評価

第3次上尾市環境基本計画の進捗状況について、指標による実施成果及びアンケート結果から把握した満足度・向上度による定量的な評価に加え、昨今の社会的な動向等の定性的な評価を踏まえて、事業等の見直しの必要性を把握することを目的に総合評価を実施しました。

評価結果の概要は、次のとおりです。

2-1 自然環境分野

●計画指標

計画指標項目	基準値 平成 31 (2019) 年度	計画目標値 令和 12 (2030) 年度	中間評価 令和 6 (2024) 年度		評価 結果
			目標値※1	実績値	
自然環境の住民満足度※2	16.5%	25%	20.35%	16.4%	×

※1 中間評価の目標値は、計画目標値を達成するために必要な年度の進捗率から算定。

※2 意識調査（市民）の周辺の環境に対する満足度⑩～⑮の満足合計（満足＋やや満足）の平均値。

●環境目標と施策の進捗度

【業務指標：環境目標『自然との共生』】

環境目標	自然との共生	73%
施策	〈1〉生物多様性への取組	50%
	〈2〉自然とのふれあいの促進	100%
	〈3〉緑地の保全・創出	60%
	〈4〉水辺環境の保全・整備	100%

●総合評価

- 施策の進捗度は概ね良好ですが、計画指標である「自然環境の住民満足度」は基準値から変化しておらず、満足度点においては全体と比較すると低い傾向がみられます。
- 森林環境譲与税基金を活用した「ふるさと緑の景観地」の公有地化や保存樹木等の所有者への奨励金の支払い等を実施しましたが、相続に伴う「ふれあいの森 505」の一部の契約解除などの影響により、緑地面積・緑地率が減少しています。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で示された 2030 年のネイチャーポジティブの実現に向けて、「生物多様性増進活動促進法」や「都市緑地法等の一部を改正する法律」など民有地の緑地等の確保のための法整備や制度が創設されることから、これらの活用も含めた新たな対策の検討が求められます。
- 第 42 回緑の都市賞「都市緑化機構会長賞」を受賞した「上尾丸山公園水辺再生事業」など市民との協働による自然再生活動のほか、「ふるさと緑の景観地」や「サクラソウトラスト地」、「三つ又沼ビオトープ」のボランティアによる維持管理活動や自然観察会など、市民との協働による自然再生や生物多様性の保全等の取組が継続して行われています。意識調査における取組の認知度では、60 歳未満の認知度が低いことから、取組の担い手となる幅広い世代への普及啓発が必要と考えられます。

- 特定外来生物であるアライグマによる生態系や農業被害等への対策のため、箱わなの貸し出し・設置などを行い、捕獲数が増加しています。生息数の増加抑制のためには、増加する個体数を上回る数を捕獲する必要がありますが、現状すべての生息数や被害情報を収集することは難しいため、可能な限りの対策を進めていくことが必要です。
- 河川における不法投棄の発見件数は減少していますが、引き続き定期的な監視が必要です。
- 水辺環境については、平方地区の堤防整備に伴い「上尾市かわまちづくり計画書」を策定し、河川空間とまち空間が融合した、良好な空間形成を目指す取組が進められています。
- 意識調査における市が重点的に進めるべき施策では、「雑木林などの緑地の保全、公園の整備」が最上位、「熱中症や豪雨など地球温暖化による影響への対策」が2位となっており、緑地や農地は、雨水貯留や雨水地下浸透機能により大雨などの被害を軽減するグリーンインフラでもあることから、防災・減災にも寄与するものとして、これらの保全の重要性を示していくことが必要といえます。

2-2 都市・生活環境分野

●計画指標

計画指標項目	基準値 平成 31 (2019) 年度	計画目標値 令和 12 (2030) 年度	中間評価 令和 6 (2024) 年度		評価 結果
			目標値	実績値	
都市・生活環境の住民満足度	29.9%	35%	32.2%	28.1%	×

●環境目標と施策の進捗度

【業務指標：環境目標『公害の防止』】

環境目標	公害の防止	67%
施策	〈5〉大気汚染の防止	67%
	〈6〉水質汚濁の防止	50%
	〈7〉騒音・振動の防止	100%
	〈8〉その他の公害の防止	67%

【業務指標：環境目標『快適環境の構築』】

環境目標	快適環境の構築	69%
施策	〈9〉公園の整備	80%
	〈10〉農地の保全・活用	80%
	〈11〉環境美化の推進	0%
	〈12〉景観の保全・整備	75%

●総合評価

- 施策の進捗度は〈11〉環境美化の推進を除き概ね良好ですが、計画指標である「都市・生活環境の住民満足度」は基準値より低下しています。満足度点においては全体と比較すると高いものの、「近くの川や水路など水のきれいさ」が低くなっています。平成 31（2019）年度と比較すると「ごみの散乱やポイ捨てなどがない周辺のきれいさ」の満足度点が 0.2 ポイント減少しています。

〈環境目標『公害の防止』〉

- 大気、道路騒音・振動については環境基準・要請限度を概ね達成、ダイオキシン類は環境基準を達成しています。ぐるっとくんの年間利用者数は、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行に伴い回復傾向にありますが、従前の利用者数まで戻っていない状況です。意識調査における市が重点的に進める気候変動対策で「公共交通機関の整備や利用促進」が最上位となっており、利便性の向上など利用促進の取組を引き続き進めていく必要があります。
- 水質については BOD 環境基準（参考基準値）が一部達成されておらず、満足度点も低い傾向がみられます。水質汚濁の原因の一つである生活排水については、污水处理人口普及率が 9 割を超え、平成 31（2019）年度と比較すると BOD 環境基準（参考基準値）の達成地点数や満足度も向上していることから、従前より改善しているといえます。より良好な水質状態となるよう、これまでの取組を継続して実施していくことが必要です。
- 昨今、一部の井戸水や河川水、飲用水などで検出が報告されている「有機フッ素化合物（PFAS）」については、上尾市の水道水では国の水質管理目標値を十分に下回っている状況です。国の法整備等の検討状況を注視しつつ、継続して対応を進めていく必要があります。

〈環境目標『快適環境の構築』〉

- 市民 1 人当たりの都市公園面積など公園の整備に関する業務指標は概ね達成されており、「⑦公園、広場の豊かさ」の満足度点も平均より高くなっています。寺東公園やこぶし公園など整備段階からの市民ワークショップやアンケートの実施、市民や事業者との協働による公園管理を行う緑のパートナーシップ制度（公園管理協定の締結）など市民参加型の公園整備や維持管理が進められており、持続的な公園管理の体制が整いつつあります。
- 都市農地貸借法に基づく生産緑地の市民農園への活用について周知を行ったことで、市民農園の新規開設が進み、利用者数も増加しています。また、特定生産緑地制度の創設に伴い生産緑地の追加指定を行い、農地の保全へとつなげています。適切な管理が行われていない遊休農地は、雑草の繁茂や用排水への影響、不法投棄の誘発などの生活環境に悪影響を与える可能性があることから、農地パトロールによる利用状況の把握や利用意向調査などを実施し、遊休農地面積の割合の減少へとつながっています。学校給食における地場産品の活用については、業務指標は達成していますが「地元の農産品や加工品（地場産品）の豊富さ」の満足度点が低くなっており、地産地消の取組の強化が求められています。
- 環境美化については、いずれの業務指標も達成できておらず、満足度点の低下がみられます。意識調査における住んでいる周辺の環境の課題では、「空き缶、吸いがらなどのポイ捨て」が最上位となっており、2 位の項目より 10%以上多くなっています。「上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例」及び「路上喫煙の防止に関する条例」、クリーンあげお運動などのポイ捨て対策を更に徹底していくとともに、行動経済学（ナッジ）の考え方を利用したごみ箱への誘導など、ごみのポイ捨てをさせない環境づくりを検討していく必要があります。
- 景観の保全・整備に関する業務指標は概ね達成されており、「まちなみの美しさ」の満足度点は向上しています。引き続き、県の景観条例や屋外広告物条例、無電柱化の推進、まちづくり協議会による地区計画の策定などの取組により周辺環境と調和のとれた良好な景観づくりを進めていくことが必要です。

2-3 資源循環分野

●計画指標

計画指標項目	基準値 平成 30（2018） 年度	計画目標値 令和 12（2030） 年度	中間評価 令和 5（2023）年度		評価 結果
			目標値	実績値	
1人1日あたりのごみ排出量 （家庭部門）	673 g	597 g	643 g	623 g	○
ごみのリサイクル率	19.7%	24.7%	21.3%	18.2%	×

●環境目標と施策の進捗度

【業務指標：環境目標『循環型社会の形成』】

環境目標	循環型社会の形成	50%
施策	〈13〉ごみの発生抑制（Reduce）の推進	50%
	〈14〉ごみの再利用・再資源化（Reuse、Recycle）の推進	50%

●総合評価

- 施策の進捗度は50%、計画指標である「1人1日あたりのごみ排出量（家庭部門）」は目標値に近づいていますが、「ごみのリサイクル率」は基準値より低下しています。満足度点においては全体と比較すると高く、特に「ごみの分別・収集の状況」が高くなっています。
- ごみの発生抑制については、「マイバッグ・マイボトル・マイ箸の利用」に取り組んでいる市民の割合が平成31（2019）年度と比較すると14.8ポイントと大幅に上昇しており、出前講座による普及啓発のほか、「容器包装リサイクル法」に基づくプラスチック製買物袋の有料化が影響していると考えられます。「生ごみの堆肥化」に取り組んでいる市民の割合は増えており、「くらしレシピ」の発信やフードドライブなど発生抑制のための取組を進めていますが、業務指標の「廃棄物の最終処分割合」は基準値より低下しています。「ルールに従いごみを分別している」市民の割合は95%と高い数値ではありますが、さらなるごみの減量のためにルールに基づく分別の徹底も含めて取組を進めていくことが必要です。
- ごみの再利用・再資源化については、「リサイクル品の持ち込み数」は増加していますが、「地域リサイクル活動による資源回収割合」は減少しています。地域リサイクル活動の担い手である自治会・町内会等では高齢化による担い手不足やライフスタイルの変化に伴う加入率の低下などの課題も抱えており、持続的な活動のための対策を検討していく必要があります。
- 伊奈町とのごみ処理の広域化と「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、プラスチックの分別・資源化の検討が進められています。法に基づく新制度である再商品化計画の認定を受けた自治体数も増加しており、これらの事例を参考としつつ再商品化を見据えたプラスチックの分別・資源化を進めていくことで、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、循環型社会の実現へとつながっていくことが考えられます。

2-4 省エネルギー、再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野

●計画指標

計画指標項目	基準値 平成 25 (2013) 年度	計画目標値 令和 12 (2030) 年度	中間評価 令和 3 (2021) 年度		評価 結果
			目標値※1	実績値	
市内の CO ₂ 排出量	1,165 千 t-CO ₂	629 千 t-CO ₂	909 千 t-CO ₂	988 千 t-CO ₂	△
人口 1 人あたりの CO ₂ 排出量	5.1t-CO ₂	2.8t-CO ₂	4.0t-CO ₂	4.3t-CO ₂	△
再生可能エネルギー 導入容量	15,682 kW (平成 26 (2014)年度)	101,000 kW	41,793 kW (令和 5 (2023)年度)	38,846 kW (令和 5 (2023)年度)	△

※ 1 中間評価の目標値は、計画目標値を達成するために必要な年度の進捗率から算定。

●環境目標と施策の進捗度

【業務指標：環境目標『脱炭素社会の構築』】

環境目標	脱炭素社会の構築	62%
施策	〈15〉省エネルギー・再生可能エネルギーの推進	73%
	〈16〉地球温暖化への適応策の推進	0%

●総合評価

- 施策の進捗度は〈15〉省エネルギー・再生可能エネルギーの推進は良好ですが、〈16〉適応策については全て達成できておりません。計画指標である「市内の CO₂ 排出量」や「再エネ導入量」は目標値に近づいていますが、満足度点においては「再生可能エネルギーの活用」と「暑さから身を守る場所や対策」が全体と比較すると低くなっています。
- 省エネルギーの取組については、市の補助制度（再エネ・省エネ対策推奨励金）の件数が大幅に増加しています。意識調査においては、費用がかからず日常で取組める行動の実施率が高くなっています。費用がかかる設備等については、照明や家電などは大幅に導入率が向上していますが、断熱や高効率給湯器などは全体の 1/4 程度の導入にとどまっています。購入頻度が限られる設備等の置き換えに向け、国や県などの取組と連動し、更なる普及啓発策が必要です。
- 再生可能エネルギーについては、太陽光発電システムの設置が広まりつつありますが、全体の 1 割に満たない状況です。設置にあたっては、建物等の状態の制約もあることから、新築・既築など住宅の状況に応じた情報発信や支援策が求められます。
- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車については導入率が向上しています。令和 17 (2035) 年までの乗用車におけるガソリン車の新車販売禁止の目標もあり、市場を通じた啓発が進むと思われます。行政における率先導入や充電設備等普及のための環境整備等変化に応じた対応を実施していく必要があります。
- 省エネルギー・再生可能エネルギーの取組については、令和 5 (2023) 年度に「第 3 次上尾市環境基本計画」内の「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に関連する部分を一部改定しており、改定計画に示された新たな施策を推進のうえ効果検証を実施していくことが必要です。
- 適応策については、「台風や水害など災害時の対策」の満足度は一定程度ありますが、過去の気象条件の想定以上の影響が見込まれることから、将来予測に基づく対策が必要です。また、「暑さから身を守る場所や対策」の満足度は低く、多くの市民が不安に感じていることが窺えます。大雨や猛暑など既に気候変動の影響は顕在化しており、将来想定される気候変動の影響を踏まえたうえで、適応策の強化に取組むことが求められています。

2-5 環境づくり分野

●計画指標

計画指標項目	基準値 平成 31 (2019) 年度	計画目標値 令和 12 (2030) 年度	中間評価 令和 6 (2024) 年度		評価 結果
			目標値	実績値	
「環境活動に参加したい」と思う人の割合	2.3%	5%	3.55%	4.1%	○

●環境目標と施策の進捗度

【業務指標：環境目標『環境活動の活発化』】

環境目標	環境活動の活発化	67%
施策	〈17〉環境教育・環境学習の推進	50%
	〈18〉協働による環境活動の推進	100%

●総合評価

- 施策の進捗度は概ね良好で、計画指標である『「環境活動に参加したい」と思う人の割合』は中間評価の目標値を達成していますが、満足度点においては全体と比較すると低い傾向がみられます。
- 環境教育・環境学習の推進については、「サクラソウトラスト地」の自然観察会や農業体験教室など地域の資源を活用した活動機会が設けられており、一定程度の成果をあげていると考えられます。一方、意識調査において環境講座へ参加しない理由として、時間がない、身近に環境学習ができる場がないなどがあげられており、また、そのような講座があることを知らない人も多いことから、世代や多様なライフスタイルに配慮した時間や場所を気にせず受講できるプログラム、多くの人が目にでき、知ることができる情報発信の方法の検討が必要と考えられます。
- 協働による環境活動の推進については、「クリーン上尾運動」の認知度が約 5 割と他と比較しても高くなっており、参加人数も増加しています。「上尾丸山公園の自然再生」の活動や水利組合や環境保全会と協働での農地管理など、地域と協働での取組が進められています。意識調査における「環境問題」への関心度はすべての項目において 6 割以上となっていることから、関心はありつつも知らない・参加できない層が活動に参加できるような機会の提供や工夫等が必要と考えられます。

3. 改定計画の視点

本計画は、これまでの取組を継続・推進することを基本としながら、社会情勢の変化や市民の意識、現行計画の総合的な評価などを踏まえ、以下に示す視点等を具体化した計画として策定しました。

●「ウェルビーイング[※]／高い生活の質」の実現の考え方を取り入れた計画

国の「第六次環境基本計画」では、環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題を同時に解決していくものとし、「環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生への向上」の考え方が盛り込まれています。これは、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方に基づくものです。

環境対策は、温室効果ガスの排出削減や緑地の保全、生活環境の良好化といった直接的な効果だけでなく、健康な暮らしの実現、地域の防災・減災など安全・安心な環境の整備、経済活性化など、地域の経済や社会等の高付加価値化へとつながるものです。

本市においても、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、環境施策の実施により社会・経済などの複数の異なる課題を解決することで地域の生活の質へとつながることを、庁内及び市民や事業者等各主体と共有し、保健・福祉・経済など環境面以外においても連携を強化したうえで計画の推進を図っていきます。

※ウェルビーイング：個々の心身及び社会の状況が良好で、満足度の高い状態であること。

●ネイチャーポジティブ[※]の実現

国の「生物多様性国家戦略」では、令和4(2022)年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に基づく令和12(2030)年のネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系の健全性の回復、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進するための戦略が示されました。自然資本は、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹となるもので、公園や緑地は生き物の生育・生息の場のみならず、気温の調整や大気の浄化、涵養による水害被害の軽減、景観からもたらされる心理的効果、資産価値の向上による経済的効果など、ウェルビーイングの実現に大きく影響します。

本市においても、生態系や緑地などの自然環境を自然資本として守り活かし、回復させるネイチャーポジティブの実現を目指す計画としていきます。

※ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること。

●ゼロカーボンシティの実現

令和3(2021)年に表明した「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、令和32(2050)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、これまでの取組を更に加速させていく必要があります。

令和5(2023)年度に改定を行った「上尾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づく取組を踏襲することに加え、国の「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」との整合を図りながら、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、建築物や移動手段の脱炭素化など、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を引き続き進めていきます。

●循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、生産段階から再利用などを視野にいれて設計し、資源投入量・消費量を抑えつつ、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動です。国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」においてもカーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現とも両立する形で循環経済への移行を加速し、地域経済の活性化や産業に必要な資源の安定供給につなげるものとしています。

埼玉県では、「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉」の開設など循環経済への移行に向けた県内企業への支援が始まっており、市においても、循環経済への移行を進める計画としていきます。

●気候変動に適応するレジリエント※¹なまちづくり

令和元（2019）年台風19号など市においても河川氾濫など気候変動に伴う気象災害の被害に見舞われています。また、近年の夏の猛暑により、熱中症の被害が増加しています。

顕在化している気候変動の影響に対応するため、自然災害や健康への影響などの市における気候変動リスクを把握したうえで、多様なリスクに対応していくことが必要です。自然資源を活かしたグリーンインフラ※²や災害時の自立電源の確保が可能となる自立・分散型のエネルギー、クーリングシェルターや埼玉県の「まちのクールオアシス」「まちのクールナビスポット」といった地域と協力した熱中症対策など、気候変動に伴う災害に対応できるレジリエントなまちを目指す計画としていきます。

※1 レジリエントとは弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害などで都市機能が壊れにくく、さらに都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（しなやかさ）を持った「まち」のことをいう。

※2 グリーンインフラとは自然環境が持っている多様な機能（生物多様性保全、気候変動影響の緩和、レクリエーションなど）をインフラとして積極的に活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。例えば、屋上緑化や敷地内の緑化を行うことで、ヒートアイランド対策や雨水の貯留効果による水害の予防、さらに地域に住む人の癒しや賑わいを生む等の効果が得られる。

第3章 望ましい環境像（案）

1. 望ましい環境像（案）

望ましい環境像を実現するためにあらゆる主体の環境行動が徹底され、その取組が環境変化として現れるまでには長い年月を要します。

本計画は、これまでの環境基本計画で掲げた将来像の理念を引き継ぎながら、令和 32（2050）年を展望した望ましい環境像として、以下を掲げます。

みんなで未来へつなぐ 人と自然が共生するまち あげお

地球環境の保全が世界共通の重要課題であることを認識し、日常生活や社会活動のあらゆる側面において環境への負荷を最低限に抑え、積極的に環境保全に取り組み、美しい地球と安全で快適な周辺環境を将来へ引き継いでいくことが、いま実践しなければならない大切なことです。

先人から受け継いできた、誇るべき本市の環境を守り、育て、次世代へと継承し、自然と共生できるまちづくり、次世代に誇れるまちづくりの推進が望まれます。

このような思いを込めて、本市の望ましい環境像を「みんなで未来へつなぐ 人と自然が共生するまち あげお」と設定しました。

（参考）現行計画の望ましい環境像

- 自然とのふれあいや良好な景観を大切にしている
- 安全で安心して暮らせるまちを形成している
- 脱炭素かつ資源循環型社会の形成に市民・事業者・行政一体で取り組んでいる
- 持続可能なまち【あげお】を次世代へとつないでいる

2. 施策の方向性（案）

2-1 5つの環境分野と令和12(2030)年の将来イメージ（案）

望ましい環境像の実現に向けた中間目標値となる令和12(2030)年の本市の将来イメージを、5つの環境分野ごとに描いてみました。

これらの将来イメージを、本計画における環境目標として位置づけ、市民・事業者・市の協働のもと、さまざまな取組を通じて、実現を目指していきます。



2-2 環境目標（案）

環境目標 1

緑と水が身近で豊かなまち

【令和 12（2030）年の将来イメージ】

樹林地や水辺などの自然空間が市民、事業者との協働で手入れされ、多様な動植物が生息・生育できる質の高い自然環境が維持されるとともに、自然観察会の開催が活発になっています。

私たちの暮らしが、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みの上に成り立っていることへの理解が深まり、市民、事業者一人ひとりが暮らしや仕事の中で生物多様性の大切さを意識した行動を実践する自然共生社会が実現しつつあります。

また、地産地消の推進や都市農業としての特性を生かした地域交流などにより、農地が維持されています。まちなかでは、住宅の庭や事業所の敷地に四季折々の花やみどりが増え、季節の移ろいや緑の豊かさを実感できるまちになっています。

誰もが自然にふれあえる場、安らぎ楽しめる場として、地域の特性やニーズに応じた魅力ある公園や水辺環境が整備されています。

【関連する SDGs】



環境目標 2

健やかで安全、快適に暮らせるまち

【令和 12（2030）年の将来イメージ】

市民の健康の保護及び生活環境の保全を進めるために、法令順守はもとより、生活や経済活動を行ううえで発生が避けられない騒音・振動などの身近な生活環境に関する困りごとについては、多様化する暮らしの価値観を互いに尊重しながら、自主的な環境配慮の取組が広がっています。

喫煙やペットの飼い方、ポイ捨てといった日常生活におけるマナーについては、市民や地域、事業者等と連携した普及啓発により、モラルの向上が図られ、苦情やトラブルが減少しています。

【関連する SDGs】



環境目標 3

資源循環の暮らしを営むまち

【令和 12（2030）年の将来イメージ】

サステナブル（持続可能）な社会の実現に向けて、できる限りごみを出さず、ものを捨てずに大切に使う生活や事業活動が定着しており、排出されるごみの量が着実に減少しています。

特に、海洋プラスチック等の原因となるプラスチックごみや既に事業者の取組が進む食品ロスについては、市民の意識や行動の変化に加えて、事業者の革新的技術やビジネスモデルの社会実装を目指す動きの加速、飲食店等の柔軟な対応・創意工夫が拡大しており、削減が進んでいます。

大量生産・大量消費・大量廃棄の中で経済成長を目指した「リニアエコノミー」から、循環型社会の中で環境負荷の低減と経済成長の実現を目指す「サーキュラーエコノミー」への移行が着実に進展しており、その考え方が市民や事業者にも幅広く浸透することで「ごみ」や「捨てる」といったことが限りなく少なくなる、資源循環型社会が実現しつつあります。

【関連する SDGs】



環境目標 4

脱炭素な暮らしを営むまち

【令和 12（2030）年の将来イメージ】

家庭や事業所においてデコ活が定着し、脱炭素に貢献する行動の実践が当たり前となっており、脱炭素に向けたあらゆる取組を将来の世代へつなぐ体制が整いつつあります。住宅や事務所、公共施設といった建物は断熱や高効率設備の導入が進展しており、地域で使用される電気の多くが再生可能エネルギーや蓄電池で賄われ、電気の地産地消も進むなど、「上尾市ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けて、区域から排出される温室効果ガス排出量は着実に減少しています。

また、歩行者や自転車も通行しやすい道路には、災害時の電源としても活用可能な次世代自動車が走りかっています。

【関連する SDGs】



環境目標 5

気候変動に適応するまち

【令和 12（2030）年の将来イメージ】

国や埼玉県と連携し、短時間の集中豪雨などによる浸水被害の防止対策、建築物等の耐震性能・浸水対策の強化が図られ、災害に強く安全・安心に暮らせるまちになっています。

また、熱中症特別警戒アラートに気を配ったり、クーリングシェルターやまちのクールオアシス・クールナビスポットを利用するなど、夏の猛暑に備えた熱中症対策が市民に浸透しています。

【関連する SDGs】



環境目標 6

みんなが環境行動を実践するまち

【令和 12（2030）年の将来イメージ】

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、市民、事業者、市の協働による環境保全活動が積極的に行われています。

市民一人ひとりが環境に関することを自分事として捉え、家庭や学校、職場など様々な場面で環境問題について考え、学び、自主的かつ積極的に環境行動を実践できるまちに近づいています。

また、市民、事業者、環境ボランティア、市などによる環境行動のネットワークや環境関連情報を共有するしくみが構築されており、効果的・先進的な取組を市内に普及させることにもつながっています。

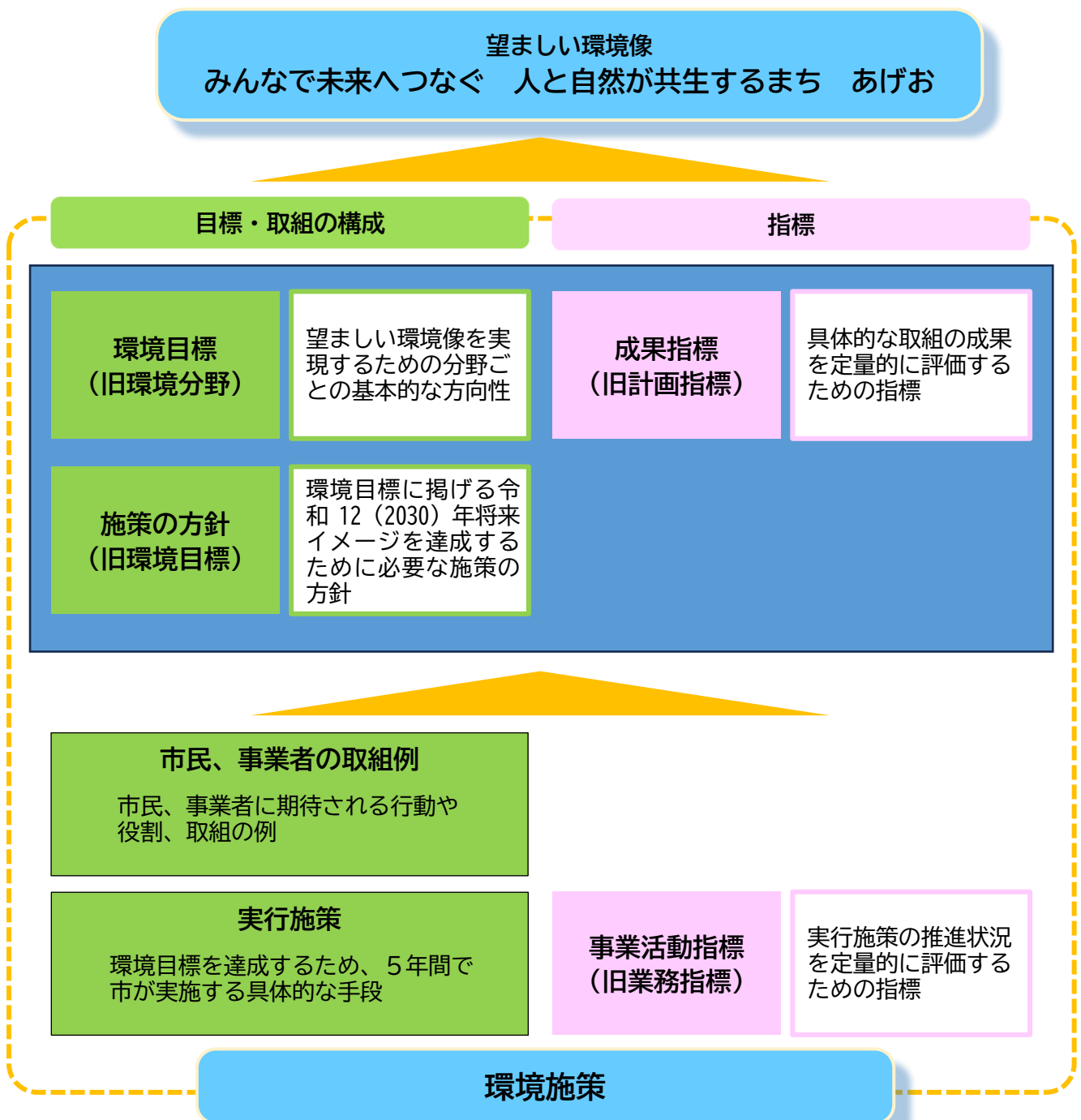
【関連する SDGs】



3. 環境施策の構成（案）

望ましい環境像を実現するための環境施策は、大別して令和12（2030）年の将来イメージ、個別目標、市民・事業者・市といった各主体の取組から構成されており、令和12（2030）年の将来イメージの実現に近づいていることを測るための成果指標を設定し、実施した取組の効果を評価していきます。

また、令和12（2030）年の将来イメージのもとに個別目標を設定するとともに、より具体的な取組内容を市民の取組例、事業者の取組例、市の実行施策として記載しました。



4. 施策体系（案）

望ましい環境像	環境目標	成果指標
みんなで未来へつなぐ 人と自然が共生するまち あげお	〈自然環境分野〉 1. 緑と水が身近で豊かなまち	・緑地面積 ・都市公園面積 ・緑や水辺など地域の自然とふれあうようにしている人の割合
	〈都市・生活環境分野〉 2. 健やかで安全、快適に暮らせるまち	・大気（一酸化炭素、二酸化窒素、窒素酸化物）の環境基準への適合 ・ダイオキシン類の環境基準への適合 ・水質の環境基準適合率
	〈資源循環分野〉 3. 資源循環の暮らしを営むまち	・1人1日当たりのごみ排出量（家庭部門） ・ごみのリサイクル率
	〈気候変動対策分野〉 4. 脱炭素な暮らしを営むまち	・温室効果ガス削減目標【中間目標】・【長期目標】 ・人口1人当たりのCO₂排出量 ・再生可能エネルギー導入目標【中間目標】・【長期目標】
	〈気候変動対策分野〉 5. 気候変動に適応したまち	・クーリングシェルターの指定数 ・指定一般避難所における太陽光発電設備の設置数
	〈人づくり・環境基盤の整備〉 6. みんなが環境行動を実践するまち	・環境を良くするために取り組みたい人の割合

施策の方針	施策（実行施策）
〈1〉生物多様性の保全	① 動植物の生息・生育環境の保全
	② 自然とのふれあいの促進
〈2〉緑・水辺の保全	③ 緑地の保全
	④ 農地の保全・活用
	⑤ 公園の整備、身近な緑の創出
	⑥ 水辺環境の保全・整備
〈3〉公害の防止	⑦ 公害対策の推進
〈4〉快適環境の構築	⑧ まちの美化の推進
〈5〉循環型社会の構築	⑨ ごみの発生抑制（Reduce）の推進
	⑩ ごみの再利用・再資源化（Reuse、Recycle）の推進
〈6〉省エネルギー化の推進	⑪ 家庭・事業所の省エネルギー化の促進
	⑫ 公共施設の省エネルギー化の推進
〈7〉再生可能エネルギー利用の促進	⑬ 再生可能エネルギーの利用の促進
〈8〉脱炭素型まちづくりの推進	⑭ 建築物の省エネルギー化の促進
	⑮ 移動手段の脱炭素化の促進
	⑯ スマートコミュニティの促進
〈9〉気候変動への適応	⑰ 自然災害対策の推進
	⑱ 日常生活への影響対策の推進
〈10〉環境行動の活発化	⑲ 環境教育・環境学習の推進
	⑳ 協働による環境行動の推進

第4章 上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1. 計画の基本的事項

1-1 上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目的

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 4 項に基づき策定するもので、気候変動対策の緩和策に関する市の施策の方向性を示すものです。

気候変動対策は第 3 次上尾市環境基本計画【改定版】の取組の柱であることから、施策の展開においては一体のものとして策定します。

1-2 計画期間

本計画の計画期間は令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

また、計画の基準年度は平成 25（2013）年度、中間目標を令和 12（2030）年度、長期目標を令和 32（2050）年として設定します。

ただし、計画期間中であっても、環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて見直します。

- 計画期間：令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度
- 基準年度：平成 25（2013）年度
- 目標年度（中間目標）：令和 12（2030）年度
- 目標年度（長期目標）：令和 32（2050）年

1-3 推進体制と進行管理

第 3 次上尾市環境基本計画【改定版】と一体的な推進を図ります（第 3 次環境基本計画【改定版】の推進体制と進行管理については第 7 章）。

1-4 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガス種類は、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）に基づき、以下のガス種とします。

温室効果ガス		主な排出活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分

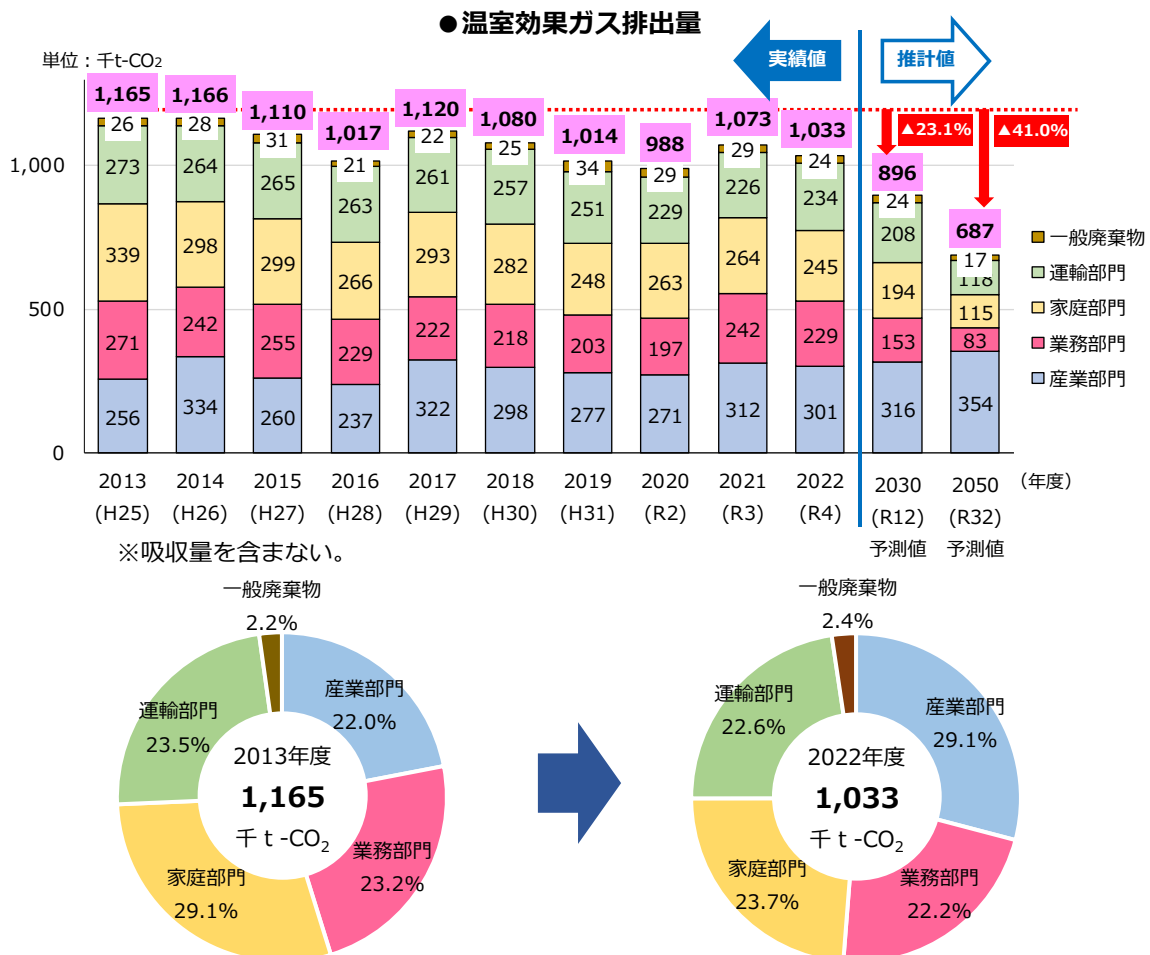
2. 温室効果ガス削減目標と再生可能エネルギー導入目標

2-1 温室効果ガス排出量の現況推計・将来予測

本市の温室効果ガス排出量は減少傾向で推移しており、基準年度となる平成 25（2013）年度は 1,165 千 t-CO₂、令和 4（2022）年度は 1,033 千 t-CO₂ と基準年度比で 11.3%減少しています。減少の背景としては、家電や設備・機器等のエネルギー効率の改善によるエネルギー消費量の減少、再生可能エネルギーの普及、電力排出係数の改善などが考えられます。現在の対策を継続した場合、令和 12（2030）年度には基準年度比で 23.1%減少、令和 32（2050）年度には 41.0%減少すると予測されます。

令和 4（2022）年度の部門（分野）ごとの排出量では、産業部門 301 千 t-CO₂、業務部門 229 千 t-CO₂、家庭部門 245 千 t-CO₂、運輸部門 234 千 t-CO₂、廃棄物分野 24 千 t-CO₂となっています。部門別の増減をみると、年度により増減はあるものの、産業部門を除き減少傾向で推移しています。なお、産業部門については、製造業の生産（製造品出荷額等）の増加傾向に伴い将来予測において排出量の増加が推計されます。

平成 25（2013）年度の部門別排出割合は、家庭部門からの排出量が最も多く、総排出量の 29.1%を占め、次いで運輸部門が 23.5%、業務部門が 23.2%でしたが、令和 4（2019）年度は、産業部門からの排出量が 29.1%と最も多く、次いで家庭部門が 23.7%、運輸部門が 22.6%でした。基準年度に対する部門別の削減率をみると、家庭部門の減少率が高く△27.6%であり、次いで業務部門△15.4%、運輸部門△14.3%となっています。一方、産業部門は 17.5%の増加となっています。



資料：県内市町村の温室効果ガス排出量（埼玉県）及び一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より算出

2-2 温室効果ガス削減目標

本計画における削減目標は、脱炭素社会が実現した将来ビジョンを目指すべく、以下のとおり設定します。

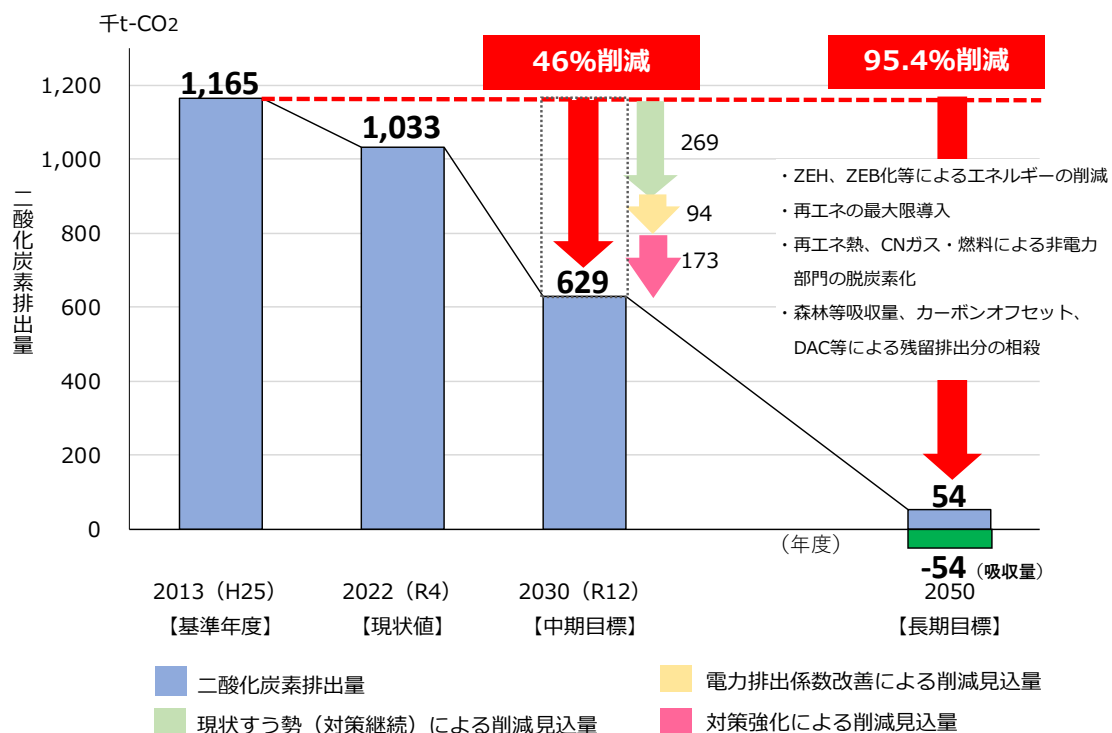
長期目標値（令和 32（2050）年）は、残留排出分の相殺（森林等による吸収量、カーボン・オフセット、DAC（大気中からの CO₂ 分離回収）等）及び将来予測による推計値を加味し、令和 32（2050）年時点で実現すべき未来の姿（目標値）として設定しました。

中間目標値（令和 12（2030）年度）は、長期目標値を達成するため、国の地球温暖化対策計画及び埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）にて定められた削減目標を参考に令和 32（2050）年の長期目標値からバックキャスティング※により設定しました。

※バックキャスティング：未来の理想的な目標を状態や目標を設定し、そこから逆算して必要なステップを考える思考法

温室効果ガス削減目標 【中間目標】	令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で 46%削減とし、可能な限り 50%削減を目指す
温室効果ガス削減目標 【長期目標】	令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ（平成 25（2013）年度比で 95.4%削減）

●温室効果ガス排出量削減目標



※令和 12（2030）年度の電力排出係数を 0.333kg-CO₂/kWh として算定しています。

※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と総排出量が一致しない年度があります。

※基準年度、現状値、中期目標の値に吸収量は含まれていません。

資料：上尾市脱炭素シナリオ検討調査結果報告書より現状値を更新

コラム：削減量の考え方

令和12（2030）年度における基準年度からの削減量は、現状すう勢※（現在の対策継続）による削減見込量、電力排出係数改善による削減見込量、対策強化による削減見込量を積み上げて設定しました。

削減の根拠及び削減見込量算出の考え方は以下のとおりです。

削減の根拠	削減見込量の考え方	削減見込量に含まれる事項
現状趨勢 (対策継続)	排出量と相関の大きい社会経済情勢（人口・世帯、事業活動等の「活動量」）が、現状の傾向で将来も推移すると仮定。	「活動量」（世帯数、業務延床面積、自動車走行量、焼却ごみ量など）の変化率による排出量の増減。
	「活動量当たりのエネルギー消費量」には国や事業者等と連携して進めてきた各種対策の効果がこれまでの推移に反映されていると捉え、その効果が現状の傾向で将来にも反映されると仮定。	日常生活や事業活動において、省エネ行動、高効率な省エネ設備・機器、省エネ住宅・ビルの導入等の取組が、現状の水準で継続された場合の排出量の減少。
電力の二酸化炭素排出係数の改善	再生可能エネルギーの導入拡大など二酸化炭素排出抑制を講じた発電などにより、電力の二酸化炭素排出係数が改善されると仮定。	排出係数（単位 kg-CO ₂ /kWh）改善による電力由来二酸化炭素排出量の減少。 0.457（2019年度）⇒0.333（2030年度目標）
対策強化	市として実施可能な行動変容の促進、設備・機器の導入・更新の支援や指導・誘導などの対策を中心に、削減可能量を試算し、これに基づき削減見込量を設定。	再生可能エネルギーの導入や建築物の脱炭素化などによる排出量の減少。

※現状すう勢（対策継続）に含まれる削減見込量と重複を避けるため、新規の取組やこれまでの水準を上回る取組を検討する。

●令和12（2030）年度における部門別の温室効果ガス排出量の削減目安

	部門	2013年度 排出量 (千t-CO ₂)	2030年度 排出量 (千t-CO ₂)	基準年度（2013）からの削減量（千t-CO ₂ ）			基準年度比削減率（%）		参考（2022年度）	
				現状すう勢 (対策継続) 分	排出係数改善分	対策強化分		うち対策強化分	排出量 (千t-CO ₂)	基準年度比 削減率（%）
CO ₂	産業	256	250	-6	61	-44	-22	-9%	301	18%
	業務	271	104	-167	-118	-28	-21	-62%	229	-15%
	家庭	339	80	-259	-145	-19	-95	-76%	245	-28%
	運輸	273	186	-88	-65	-2	-20	-32%	234	-14%
	廃棄物	26	10	-16	-2	0	-14	-62%	24	-5%
	計	1,165	629	-536	-269	-94	-173	-46%	1,033	-11%
森林吸収量		-1	-1	-1	-1				-1	
温室効果ガス 合計		1,163	628	-537				-46%	1,032	-11%

※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と総排出量が一致しない項目があります。

※産業部門については、推計の際に用いている売上高等の活動量が今後も上昇することが見込まれており、他の部門に比べてCO₂の基準年度比削減率が低くなっています。そこで本市では、施策展開のポテンシャルが高く、効果も高いと見込まれる家庭部門について、削減率を高く設定しています。

資料：上尾市脱炭素シナリオ検討調査結果報告書

令和32（2050）年の削減量については、①現状すう勢による削減、②追加対策（エネルギー消費原単位の向上）、③電化＋再生可能エネルギーによる削減と、それらを減じた残留排出分とカーボンニュートラル達成に必要な削減量の差分を、④森林吸収量、カーボンオフセット、DAC等で削減・相殺するものとして推計を行いました。

2-3 再生可能エネルギー導入目標

本計画における再生可能エネルギーの導入目標は、エネルギーの地産地消に向けた基盤を着実に拡大することを狙い、以下のとおり設定します。

令和 12（2030）年度の導入目標達成のためには、住宅系においては 18,725 件（1 件あたり 4kW と仮定）の太陽光発電の導入が必要となります。

具体的には、仮に住宅系全てを戸建住宅で賄う（集合住宅は除く）場合、既存住宅（55,130 棟※令和 5 年住宅・土地統計調査結果より）の約 30%に太陽光発電設備の導入が必要な計算となります。

再生可能エネルギー導入目標 【中間目標】	令和 12（2030）年度までに太陽光発電設備容量を 約 101,000kW まで増やす
再生可能エネルギー導入目標 【長期目標】	令和 32（2050）年までに太陽光発電設備容量を 約 18 倍に増やす（令和 4（2022）年 9 月比）

※FIT・FIP 認定分をもとにした目標値です。

●太陽光発電の導入目標

項目	令和 7（2025）年度		令和 12（2030）年度		令和 32（2050）年	
	設置容量 (kW)	年間発電量 (MWh)	設置容量 (kW)	年間発電量 (MWh)	設置容量 (kW)	年間発電量 (MWh)
住宅系	31,727	41,875	74,900	98,856	640,153	873,564
産業・業務系	20,845	27,512	26,763	35,323		
合計	52,572	69,386	101,663	134,179	640,153	873,564
CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	31,710		61,320		399,219	
現時点との 導入容量比	約 1.5 倍		約 2.9 倍		約 18.4 倍	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない項目があります。
※排出係数は現時点との比較のため 0.457kg-CO₂/kWh（平成 31（2019 年度））を使用。

資料：上尾市脱炭素シナリオ検討調査結果報告書

3. 温室効果ガス削減に向けた取組

3-1 部門・分野に応じた各主体の取組

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、本市の地域特性に応じた取組を市民・事業者の皆さまと市が一体となって推進していくことが重要です。業種や家庭、廃棄物など温室効果ガス排出量の各部門・分野に応じた温室効果ガス排出抑制のための行動を実践していくとともに、市がそれらの行動を促進・誘導し、又は確実なものとするための施策を講じていく必要があります。

各部門・分野において市民・事業者の皆さまの実施が期待される取組と、それに対応する市の施策を以下に整理しました。具体的な市の実行施策については、第3次上尾市環境基本計画【改定版】第6章の「環境目標4 脱炭素な暮らしを営むまち」に記載しています。

●各部門・分野において実施が期待される取組

対象となる部門・分野	取組
産業部門	○地球温暖化の緩和や適応に資する製品やサービスの開発
	○省エネ設備・機器等の導入や機器のエネルギー利用効率化
	○建築物の省エネルギー化
	○再生可能エネルギー等の導入・利用
業務その他部門	○脱炭素型ビジネススタイルへの転換
	○省エネ設備・機器等の導入や機器のエネルギー利用効率化
	○建築物の省エネルギー化
	○再生可能エネルギー等の導入・利用
家庭部門	○脱炭素型ライフスタイルへの転換
	○省エネ設備・機器等の導入
	○住宅の省エネルギー化
	○再生可能エネルギー等の導入・利用
運輸部門	○公共交通機関の利便性向上と利用促進
	○環境に配慮した移動手段への転換
廃棄物分野	○3Rの推進
	○プラスチックごみの削減

●各部門・分野において市が実施する施策

対象となる部門・分野	施策
産業部門	○環境・エネルギー産業の振興
	○省エネ設備・機器等の導入や機器のエネルギー利用効率化促進
	○建築物の省エネルギー化の促進
	○再生可能エネルギーの導入・利用の促進
業務その他部門	○脱炭素型ビジネススタイルへの転換促進
	○省エネ設備・機器等の導入や機器のエネルギー利用効率化促進
	○建築物の省エネルギー化の促進
	○再生可能エネルギーの導入・利用の促進
家庭部門	○脱炭素型ライフスタイルへの転換促進
	○省エネ設備・機器等の導入や機器のエネルギー利用効率化促進
	○住宅の省エネ化の促進
	○再生可能エネルギーの導入・利用の促進
運輸部門	○環境に配慮した交通施策の推進
	○移動手段の脱炭素化の促進
廃棄物分野	○3Rの促進
	○循環経済への転換に向けた取組の推進

3-2 ゼロカーボンシティ実現に向けた重点施策

本市では、令和3(2021)年7月17日に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。2050年ゼロカーボンシティの実現にあたっては、化石燃料由来のエネルギー消費を極力抑制し、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーに置き換えていかなければなりません。

そのため、より一層のエネルギー消費の抑制に向けて、エネルギー効率が良く、温室効果ガスを排出にくい建築物や設備・機器の普及拡大を加速させていく必要があります。

また、本市の地勢的条件を踏まえ、太陽光を主力とする再生可能エネルギーの創出を拡大し、エネルギーの地産地消に向けた基盤を確立していくことも必要です。

以上の観点から、「化石燃料由来のエネルギー消費の抑制」、「再生可能エネルギーの利用拡大」を加速するために重要であると考えられる施策を重点施策として位置づけ、優先的な推進を図ります。

重点施策の選定にあたっては、以下の点を考慮しました。

- エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減効果が高い施策
- エネルギーの地産地消に向けた基盤を構築する施策
- 脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルを促進する施策

重点施策1	省エネルギー設備・機器の導入拡大
●重点施策の方向性	
設備導入による省エネ効果を広く市民や事業者にも周知しつつ、家庭や事業所、公共施設等における省エネルギー設備・機器の導入を促進します。	
●重点施策の内容	
家庭や事業所における省エネルギー設備・機器の導入に対して、再エネ・省エネ対策推進奨励金等により支援を実施します。	
また、国や県、市の省エネの取組に関する情報提供のほか、ESCO事業等の設備導入に伴うハードルの低いスキームについて情報提供を行い、導入を促進します。	

重点施策2	再生可能エネルギー設備の導入拡大
●重点施策の方向性	
建築物（家庭や事業所）、公共施設等における再生可能エネルギー設備の導入を促進します。再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入拡大に向けた各種支援を展開し、エネルギーの地産地消を実現するための基盤の形成を図ります。	
「エネルギー供給事業者によるエネルギー減の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年7月8日号外法律第72号）において、定義されている大気熱を利用するヒートポンプを地勢的に空気中の熱という再生可能エネルギーを利活用しやすい地域であるというメリットを活かし、補助金等の周知の際に再生可能エネルギー設備に分類することで、再生可能エネルギー設備の選択肢を増やし、太陽光発電システムとともに普及拡大を促進します。	
●重点施策の内容	
建築物（家庭や事業所）における再生可能エネルギー設備の導入に対して、再エネ・省エネ対策推進奨励金等により支援を実施します。	
また、防災機能の向上等導入によるメリットの周知と合わせ、PPA等の設備導入に伴うハードルの低いスキームについて情報提供を行い、導入を促進します。	

重点施策 3	建築物の省エネルギー化の促進
●重点施策の方向性	
新築される住宅やビルの ZEH 化、ZEB 化等、より高い省エネ性能への誘導を図るほか、既存住宅の省エネ性能の底上げを図ります。	
●重点施策の内容	
ZEH や ZEB、既存住宅や事業所の断熱改修等、建築物の省エネルギー化によるメリットについてワークショップや体験会をはじめとする情報提供を行い、より省エネ性能に優れた建築物の普及拡大を図ります。	
また、市内事業者登録制度等を通じ、断熱改修を実施する施工事業者の育成の仕組みについて検討します。	

重点施策 4	移動手段の脱炭素化の促進
●重点施策の方向性	
運輸部門の脱炭素化に向けて、自転車や徒歩による温室効果ガスを排出しない行動への移行に加え、電気自動車等の次世代自動車の普及拡大を図ります。	
また、充電設備など次世代自動車普及のための基盤整備を促進します。	
●重点施策の内容	
電気自動車、充電設備の導入に対して、再エネ・省エネ対策推進奨励金等により支援を実施します。	
また、次世代自動車の普及拡大に向けて、導入効果・支援策等についての情報提供を行うとともに、充電設備など次世代自動車普及のための基盤整備を促進します。	
さらに、公用車の電気自動車カーシェアリング等の市民や事業者が次世代自動車を体験する機会の創出について検討します。	

コラム:脱炭素型ライフスタイルへの転換(デコ活)

「デコ活」とは、2050年カーボンニュートラル及び2030年度CO₂削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。「デコ活」の「デコ」は、英語の脱炭素「デカーボナイズーション」と「エコ」を組み合わせた造語で、二酸化炭素(CO₂)を減らす環境に良い活動という意味が込められています。

「デコ活」では、脱炭素につながる働き方や暮らし方をすることによって将来生み出される費用や時間を具体的に示すなど、脱炭素につながる新たな豊かな暮らしの全体像を知り、触れ、体験・体感してもらう様々な機会・場をアナログ・デジタル問わず提供しています。

その中で、わたしたちが最初に取り組むべき行動(アクション)を、「まずはここから」と題して「デ」「コ」「カ」「ツ」にちなんだ4つの取組を挙げています。

さらに、再生可能エネルギー、高効率設備機器、次世代自動車などの導入・利活用などの取組を「ひとりでにCO₂が下がる」アクションとして、クールビズ・ウォームビズやサステナブルファッション、ごみの分別、地産地消などの取組を「みんなで実践」アクションとして挙げています。また、取組メニューとともに取組の効果や補助金情報などのサポート情報が示されています。

「まずはここから」の取組の実践を進めてみることで、脱炭素型ライフスタイルへの転換の一步を踏み出すことができます。

●デコ活アクション一覧

分類		アクション
まずはここから	住	デ 電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住	コ こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食	カ 感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べきり、食材の使い切り)
	職	ツ つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでにCO ₂ が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅急便は一度で受け取る

日々のデコ活の取組は、「#デコ活」を付けて SNS など発信したり、デコ活のウェブサイト(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)から、「デコ活宣言」をして、デコ活の賛同・参加ができますので、一人ひとりの日常の取組が地球を変える大きなうねりになるように運動の和をひろげていきましょう。

資料：環境省ウェブサイト (<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)



第5章 上尾市気候変動適応計画

1. 計画の基本的事項

1-1 上尾市気候変動適応計画の目的

上尾市気候変動適応計画は、気候変動適応法第 12 条に基づき策定するもので、気候変動対策の適応策に関する市の施策の方向性を示すものです。

気候変動対策は第 3 次上尾市環境基本計画【改定版】の取組の柱であることから、施策の展開においては一体のものとして策定します。

コラム:気候変動対策 ～緩和策と適応策～

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。



【出典：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)】

1-2 計画期間

本計画の計画期間は令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間中であっても、環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応するため、必要に応じて見直します。

2. 気候の変化と将来予測

2-1 気温の変化

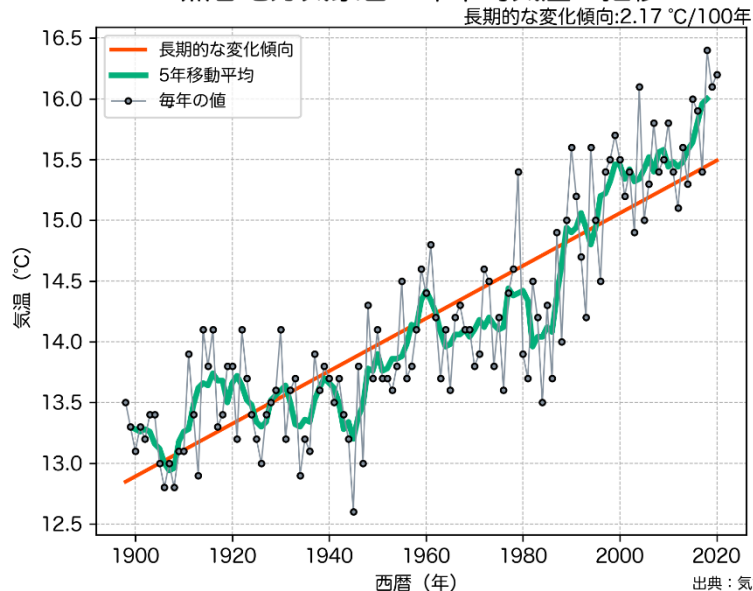
本市の気温の変化については、長期的な変化傾向をみるため、50年以上の長期の観測期間をもつ「熊谷地方気象台」における気温の推移を参照します。

長期的な変化の傾向として、「熊谷地方気象台」の年平均気温は、 $2.17 (^{\circ}\text{C}/100 \text{ 年})$ 上昇し、日本の年平均気温の上昇（約 $1.35^{\circ}\text{C}/100 \text{ 年}$ ）より高い状況となっています。

年間の最高気温及び最低気温は、年間の最低気温の方が上昇量が大きくなっています。

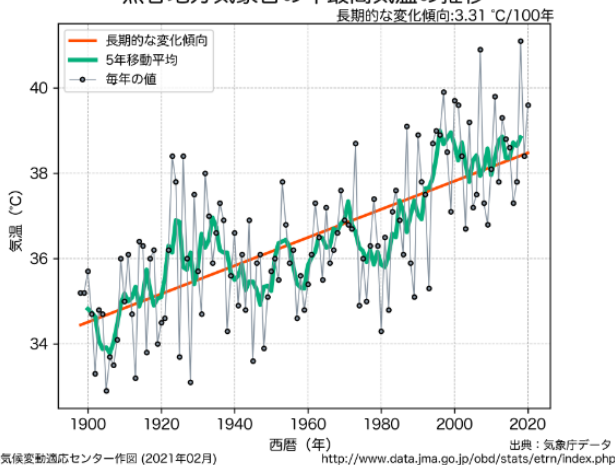
● 熊谷地方気象台の年平均気温、年最高気温、年最低気温の推移

熊谷地方気象台の年平均気温の推移



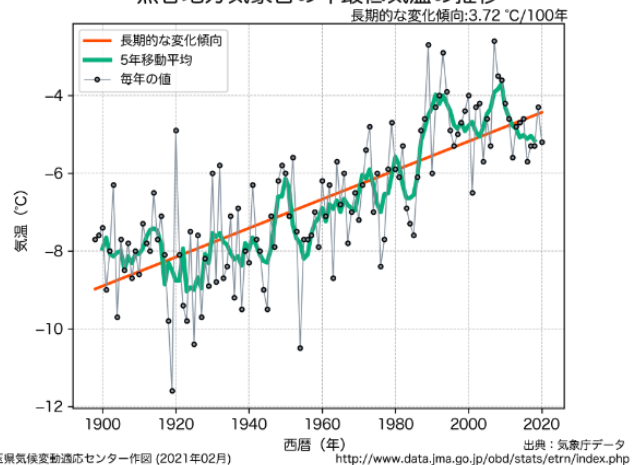
埼玉県気候変動適応センター作成（2021年02月）

熊谷地方気象台の年最高気温の推移



埼玉県気候変動適応センター作成（2021年02月）

熊谷地方気象台の年最低気温の推移



埼玉県気候変動適応センター作成（2021年02月）

資料：埼玉県気候変動適応センター

長期的な変化の傾向として、100 年当たりで猛暑日は 16.89 日増加、真夏日は 21 日増加、熱帯夜は 12.09 日増加、冬日は 39.14 日減少しています。

猛暑日は、1970 年ごろより前では 5 日前後でしたが、以降は増加傾向が継続しています。

真夏日は、1980 年代後半を境に増加傾向で推移しています。

熱帯夜は、1980 年代後半以前では多い年でも 10 日ほどで、観測されない年もありましたが、1980 年代後半以降は継続的な増加傾向となり、毎年熱帯夜を観測するだけでなく、30 日を観測した年も見受けられます。

冬日は、1940 年代以前は 80 日前後、1960 年代～70 年代は 70 日前後で推移していました。1980 年代後半以降には 40 日程度に減少しましたが、近年は横ばいで推移しています。

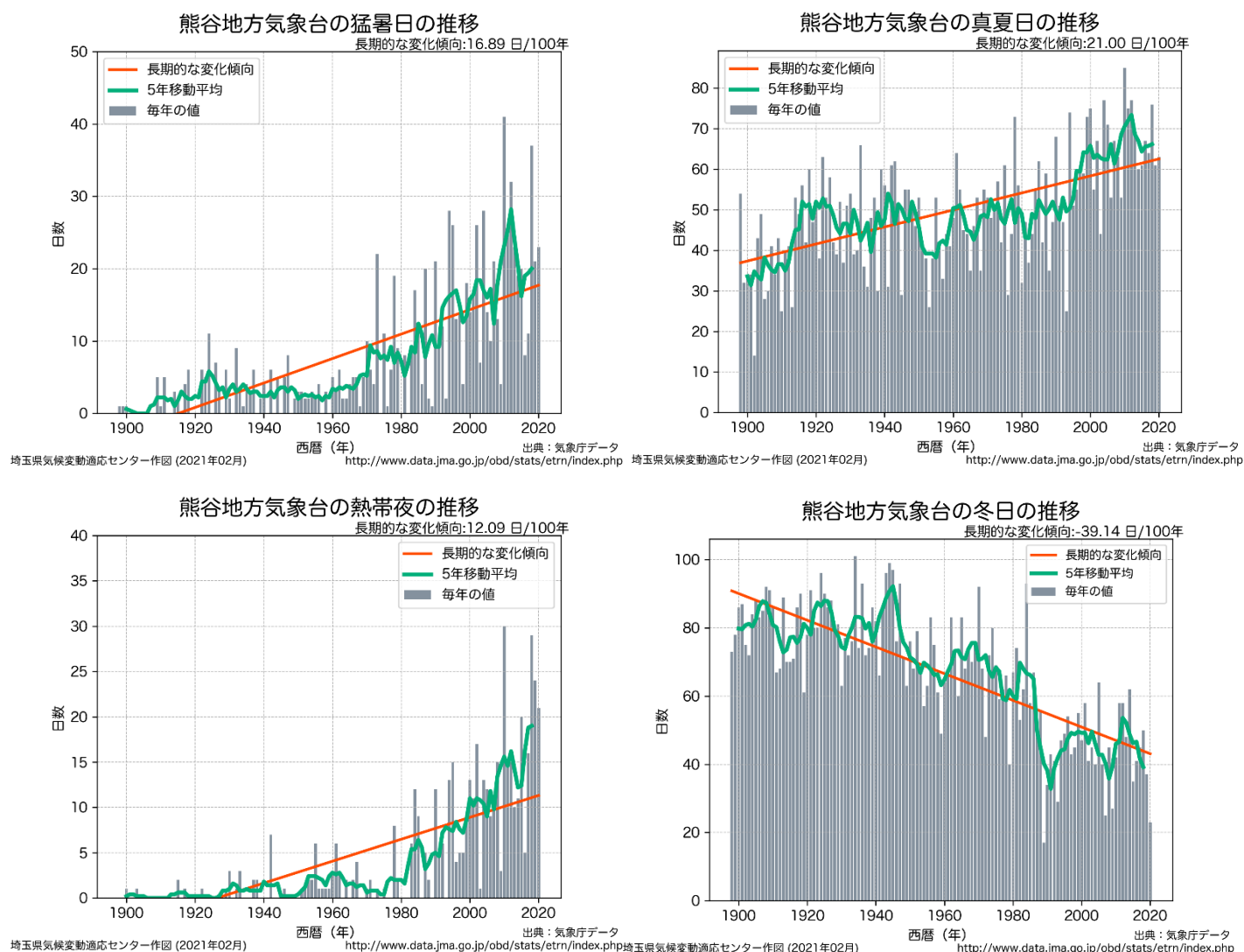
猛暑日：日最高気温が 35℃以上の日

真夏日：日最高気温が 30℃以上の日

熱帯夜：日最低気温が 25℃以上の日

冬 日：日最低気温が 0℃未満の日

●熊谷地方気象台の猛暑日、真夏日、熱帯夜、冬日の推移

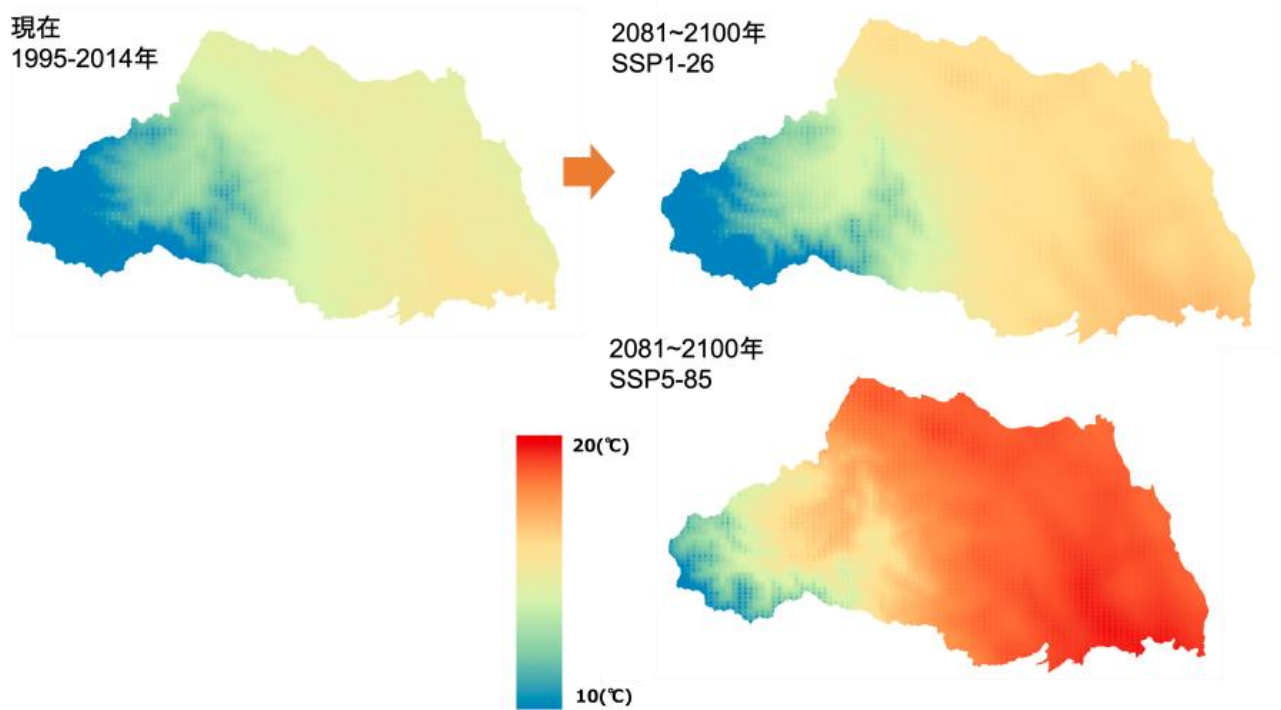


資料：埼玉県気候変動適応センター

2-2 気温上昇予測

IPCC 第6次評価報告書のシナリオを元に予測された埼玉県内の年平均気温は、最も温室効果ガスの排出が多くなるシナリオ（SSP5-8.5 シナリオ）において、平野部の大半の地域で約 20℃近くに達することが予測されています。比較的温室効果ガスの排出が少ないシナリオ（SSP1-2.6 シナリオ）でも約 17℃になることが予測されています。

埼玉県内での今世紀末までの気温上昇量は、約 1.3℃～約 4.0℃になることが予測されています。



石崎 紀子, 2021: CMIP6 をベースにした CDFDM 手法による日本域バイアス補正気候シナリオデータ, Ver.1, 国立環境研究所, doi:10.17595/20210501.001. (参照: 2021/05/01) のデータを使用して埼玉県気候変動適応センターが作成。

資料：埼玉県気候変動適応センター

2-3 気候変動の影響

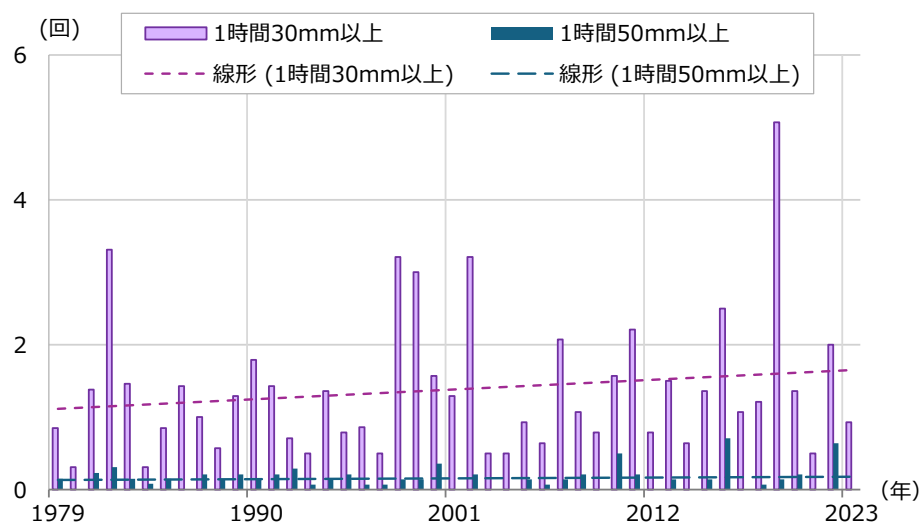
● 強雨頻度の変化

埼玉県内における年降水量は、年による変動が大きく、一定の変化傾向は確認できません。

また、短時間に降る強い雨についても、年による変動が大きくなっています。

河川整備や下水道整備等により浸水リスクが低減され続けているため、浸水被害の増加が顕在化しているわけではありませんが、将来、強雨頻度が増えることが予測されており、潜在的なリスクは高くなると考えられます。

● 埼玉県の短時間強雨発生回数



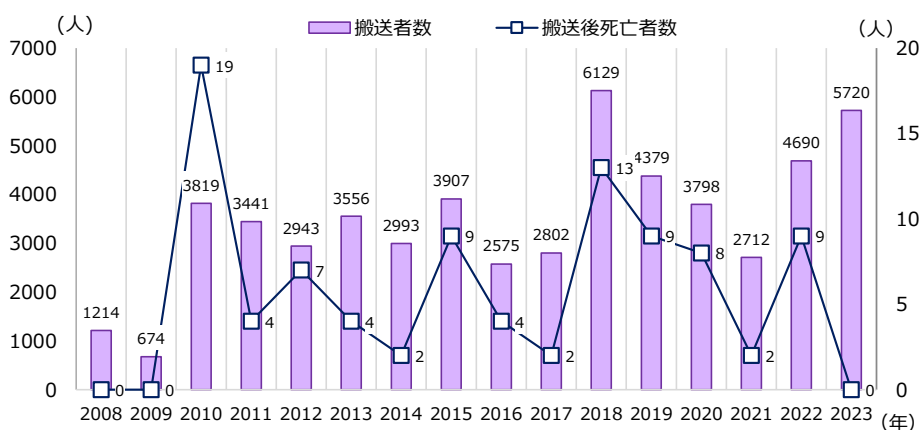
資料：埼玉県気候変動適応センターのデータを加工

● 熱中症搬送者数の増加

気温の上昇による暑熱環境の悪化に伴い、健康への影響も顕在化しています。埼玉県内における熱中症による搬送者数は、平成 22 (2010) 年以降特に増加し、3,000 名前後で推移していましたが、平成 30 (2018) 年は 6,000 名を超え、令和 5 (2023) 年も 5,720 名と高い水準となっています。

熱中症搬送者数と気温との関係は明らかで、日最高気温が 30℃を超えると搬送者数は増加し、35℃を超えると急増します。今後、夏の猛暑が激しさを増すと、熱中症によるリスクはさらに高まると考えられます。

● 埼玉県内の熱中症搬送者数と死者数の推移



資料：埼玉県気候変動適応センターのデータを加工

●農業への影響

埼玉県内では、平成 22（2010）年に、水稻で、高温障害による白未熟粒が多発しました。とりわけ、埼玉県が育成した品種である「彩のかがやき」の品質低下が著しく、経済的な損害も発生しました。この年の熊谷気象台における 8 月の平均気温は 29.3℃で、平年値を 2.5℃上回り、観測史上 1 位を記録しました。この夏の猛暑が水稻の高温障害を引き起こしたと考えられています。夏季の気温と 1 等米比率との間には負の相関があり、温暖化の進行は米の生産にマイナスの影響を与えると考えられます。

資料：埼玉県気候変動適応センター

●生物多様性への影響

気候変動による影響が疑われる現象の一つとして、以前は埼玉県内に生息していなかった南方系の生物の生育・生息域が拡大（北上）する事例が増えています。代表的な生物が、チョウ類のムラサキツバメとツマグロヒョウモンで、平成 12（2000）年以降急増しています。ツマグロヒョウモンの幼虫はスミレの仲間を餌としており、野生のスミレの仲間への捕食圧の増加が心配されます。

資料：埼玉県気候変動適応センターのデータを加工

2-4 埼玉県における気候変動の影響

埼玉県内で既に顕在化している、または将来生じることが予測されている気候変動の影響のうち、本市にも影響を及ぼすと思われる分野を「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)」などを参考に、以下のように整理しました。

農業分野

本市では、キウイフルーツをはじめ、果樹、野菜、水稻など多彩な農畜産物が生産されています。埼玉県内では、近年、夏季の高温・乾燥等による様々な生理障害が果樹や野菜、水稻等において、広く確認されているほか、令和元年東日本台風では農地・農業用施設が被災するなどの影響を受けています。

今後、農業生産への影響の恒常化が懸念されます。また、気温上昇に伴い、水稻等の収穫量及び品質の低下や越冬可能な害虫の増加が予測されています。

水環境・水資源分野

埼玉県内の状況として、平成 28（2016）年は利根川水系で、平成 29（2017）年は荒川水系で渇水が発生しました。

今世紀末頃の河川流量を予測した研究では、7～8月の最低流量が減少し、渇水リスク及び水質悪化の増加が懸念されています。

また、暑熱による水需要の増加と渇水による水不足が重なった場合は給水の不足が懸念されます。

自然生態系分野

昭和初期に九州で初確認されたヨコヅナサシガメなどの南方系昆虫が、温暖化に伴う気温上昇等により、近年埼玉県内での生息がみられるようになりました。また、令和元年東日本台風による大量の降雨で山間地域等から土砂が流出し、魚類の生息に重要である河川の瀬や淵が失われ、従来漁場であった水域で漁獲量が減少しています。

今後、気温や水温上昇に伴い、南方系動植物の生息域の拡大などが生じることが予測されます。

自然災害分野

時間 50mm を超える降雨が過去の 10 年間（1990～1999 年）と比べ、直近の 10 年間（2010～2019 年）で約 2 倍発生しています。また、令和元年東日本台風では、埼玉県内 14 箇所の雨量観測所の内、11 箇所で日降水量が観測史上 1 位を記録し、県管理河川の堤防決壊 2 箇所を含む 57 箇所において溢水・越水が発生しました。

今世紀後半に向けて線状降水帯などの強雨は増加していくと予測されており、洪水発生頻度の増加が懸念されます。

健康分野

埼玉県の平野部は、都市化の進行によるヒートアイランド現象や、秩父山地を越えて西風が吹き下ろすことで気温が上昇するフェーン現象などにより、全国的に見ても特に夏の気温が高くなる地域となっています。埼玉県内の過去 5 年間（2015～2019 年）とその前の 5 年間（2010～2014 年）の熱中症による救急搬送者数を比較した場合、救急搬送者数の合計が約 3 千人増加、救急搬送者に占める高齢者の割合が約 5 ポイント上昇しています。

今後の更なる気温上昇に伴い、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念されます。

都市生活分野

現在（2015～2020 年）と 50 年前（1965～1970 年）を比較すると、熊谷地方気象台で観測された年間熱帯夜日数は 18 日、年間猛暑日日数は 15 日増加しています。都市部においては、気候変動による気温上昇にヒートアイランド現象による気温上昇が加わることで熱ストレスが増大し、暑さへの不快感、睡眠障害、屋外活動への影響等、都市生活における快適さに影響を及ぼしています。

また、令和元年東日本台風の影響により、埼玉県西部で堤防の決壊や越水が発生し、埼玉県内の上下水道施設も複数被害を受けました。

今後、熱ストレスが増加することで労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生することや、洪水による上下水道施設被害や高濁度化のリスクが増加することが予測されます。

3. 気候変動適応の取組

既に顕在化している気候変動影響を軽減する適応策の推進にあたり、各分野において市民・事業者の皆さまの実施が期待される予防のための取組とそれに対応する市の施策を以下に整理しました。

具体的な市の実行施策については、第3次上尾市環境基本計画【改定版】第6章の「環境目標5 気候変動に適応したまち」に記載しています。

●各分野において実施が期待される市民・事業者の取組

対象となる分野	取組
自然災害対策	○水害発生時の避難行動・事業継続への備え
	○雨水貯留施設の設置
健康・都市生活対策	○熱中症・感染症の予防行動
	○クーリングシェルターの利用・設置
	○身近なみどりの保全
農業対策	○高温化に対応した手法や品種の選定

●各分野において市が実施する施策

対象となる分野	施策
自然災害対策	○雨水の貯留・浸透、利用の促進
	○下水道施設の流下機能の確保
	○関係機関との連携による防災機能やライフライン等の強靱性確保
健康・都市生活対策	○熱中症の発症リスクの情報提供
	○熱中症発症リスクを低減するまちづくり
	○クーリングシェルターの設置・利用促進
	○ヒートアイランド対策
農業対策	○関係機関との連携による気候変動に適応する農法の普及

第 6 章 環境施策（案）

環境目標 1 緑と水が身近で豊かなまち

1-1 取組の方向性

本市には、ふれあいの森をはじめとする樹林地や荒川、江川などの水辺・湿地、社寺林や屋敷林、農地など多様な自然環境が残されており、多くの生物がそれぞれの環境に適応して生息・生育しています。

樹林地、農地、河川などの自然環境は、多くの生物の生息・生育空間となるだけでなく、私たちにやすらぎをもたらしてくれます。また、二酸化炭素の吸収、大気浄化や水源かん養など、多様な役割を担っています。

しかし、長い時間をかけて造られた自然環境は、社会経済やライフスタイルの変化に伴い、質・量ともに低下しつつあります。

このようなかけがえのない自然環境の保全と活用を適切に行い、人と自然のつながりを再構築するとともに、外来種をはじめ、生態系への脅威となっている様々な要因の軽減を図ることで、生物多様性の保全・回復とその恩恵の将来への継承を目指します。

また、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを推進します。

1-2 成果指標

成果指標	基準値 2020 年度	現状値 2024 年度	目標値 2030 年度
緑地面積	1,264.22ha	1,241.95ha	1,316.04ha
都市公園面積	93.86ha	97.95ha	115.56ha
緑や水辺など地域の自然と ふれあうようにしている人の割合※	35.3% (2019 年度)	37.6%	40.0%以上

※取り組んでいると回答した市民の割合

1-3 目標達成に向けた市民の取組例

- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 国外の外来種だけでなく国内の他地域から持ち込んだ生きものを放流、放逐しません。
- 特定外来生物に関する制度を理解し、ルールを守ります。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに進んで参加します。
- 水、緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持ちます。
- 植栽の設置など、身近な緑を増やします。
- 地域の公園の清掃に参加します。
- 地場産の農産物を購入し、地産地消に努めます。

1-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- 地域の生態系に影響を与える外来生物について正しく理解します。
- 特定外来生物に関する制度を理解し、ルールを守ります。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力します。
- 敷地内の緑化に努め、植栽に用いた園芸植物などが野外に拡がらないように適切に管理します。
- 地域の公園の清掃に協力します。
- 工場・事業場からの汚れた水の排水を減らすように努めます。

1-5 目標達成に向けた市の取組

個別目標〈1〉

生物多様性の保全

施策① 動植物の生息・生育環境の保全

生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用に向けて、生物多様性を「知る」、生き物の生息・生育環境を「守り、育てる」などの施策を展開します。

市内の動植物の実態を定期的に把握するとともに、特定外来生物による生態系等への被害防止に努め、市内の生物多様性を支えるネットワークを維持します。

施策② 自然とのふれあいの促進

自然観察イベントなどを通して、生物多様性の保全が私たちの日常生活や農業生産などの経済活動に密接した問題であることを、市民や事業者へ普及・啓発します。

実行施策

実行施策			担当部署
継続	①	生き物の生息状況を把握するため、市民協働による生物調査の実施や市民団体・環境保護団体にヒヤリングを行うことで情報や知識の集約に努めます。	みどり公園課 環境政策課
継続	②	市内に生息している動植物の種類や生息環境を知るため、市民参加による自然観察会を行います。	環境政策課
継続	③	地域本来の生物を保護するため、特定外来生物などによる生態系への被害防止に努めます。	生活環境課 農政課
新規	④	OECM（自然共生サイト：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域）の認定に向けた検討を行います。	みどり公園課
継続	⑤	環境イベント等において情報発信を行い、自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めます。	環境政策課
継続	⑥	市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。	環境政策課

事業活動指標

事業活動指標		基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
継続	特定外来生物の 駆除数（アライグマ）	136 頭／年	291 頭／年	↗
継続	自然観察会の 参加者数（累計） （生物多様性への取組）	40 人	101 人	↗
継続	自然観察会の 参加者数（累計） （自然とのふれあい）	39 人	281 人	↗

※2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

コラム：生物多様性と生態系サービス

●生物多様性とは？

生物多様性とは、生物の豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は 40 億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的・間接的に支え合って生きています。

生物の多様性に関する条約では、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルで多様性があるとしています。

■生態系の多様性

いろいろなタイプの自然が形成されていること。「樹林」、「畑」、「水田」、「河川」など、いろいろなタイプの生態系があります。

■種の多様性

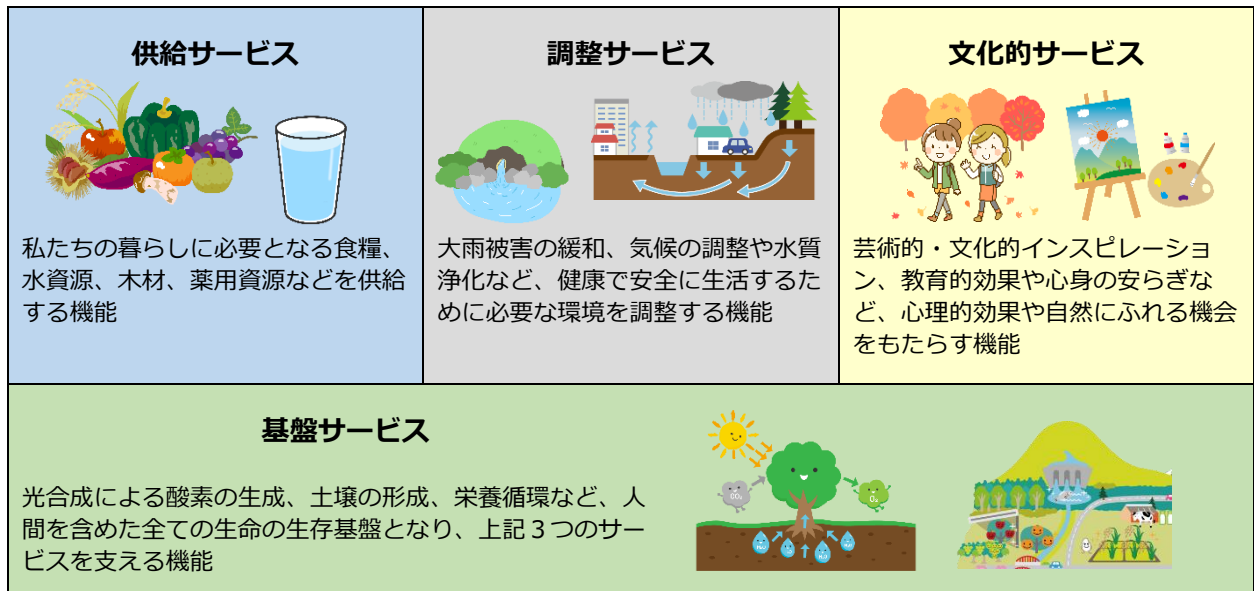
いろいろな動物・植物などが生息・生育していること。空を飛ぶ鳥、川を泳ぐ魚、スダジイやヤブツバキなどの樹木、ハコベやタンポポなどの生物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな生物がいることをいいます。

■遺伝子の多様性

同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルで違いがあること。同じ種でも多様な個性があることをいいます。異なる遺伝子をもつことにより、環境の変化や病気が起こっても、全滅する可能性が低くなります。

●生態系サービスとは？

私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの生態系がもたらす恵みは、「生態系サービス」と呼ばれ、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の 4 つに分類されます。



私たちの「いのち」と「暮らし」を支える生物多様性を、私たちは自らの手で危機的な状況に陥らせています。すべてのかけがえのないいのちを守り、その恵みを受け続けていけるように、今、行動することが必要です。

個別目標〈2〉

緑・水辺の保全

施策③ 緑地の保全

身近な緑は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象への対策としても有効です。市内に残された貴重な緑地を保全するため、特別緑地保全地区の指定や緑地の公有地化に努めるとともに、民間の緑地・樹林の維持管理に協力します。

施策④ 農地の保全・活用

作物の生産や良好な景観の形成、生物の生息・生育といった多面的な役割を担う農地を保全するため、市民農園の利用を促進するとともに、農地の維持管理や景観形成などに関する活動を支援します。

施策⑤ 公園の整備、身近な緑の創出

計画的な公園の整備や緑化指導により、在来植物による植栽を原則とした地域の緑の創出を図ります。

施策⑥ 水辺環境の保全・整備

水辺環境に地域の方が関心を持ち、地域の顔となる身近な水辺環境を再生・創造するため、河川や池、農業用排水路などの水辺環境の維持管理を行います。

また、自然体験等の環境教育の場として位置付けるとともに、地域の活性化と積極的な水辺環境保全活動が得られるよう推進します。

実行施策

実行施策			担当部署
継続	①	市内の緑地や動植物を保護するため、特別緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」の保全に努めます。	みどり公園課
継続	②	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹林・保存樹木の保全に努めます。	みどり公園課
継続	③	ふれあいの森等の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金」の適切な運用に努めます。	みどり公園課
継続	④	森林環境譲与税基金の適切な運用に努めます。	みどり公園課

実行施策			担当部署
継続	⑤	市街地に残る農地や生産緑地を貴重な緑の空間として位置づけ、その保全を図ります。	農政課 みどり公園課
継続	⑥	農地の多面的機能を維持・発揮させるとともに、多様な生物の生息・生育の場として、水田や畑、農業用排水路などの「農」環境の保全活動や環境に配慮した持続的な農業に対し支援を行います。	農政課
継続	⑦	都市における農地を保全するため、市民農園の市民への利用促進を図るとともに、農地所有者への市民農園の開設について周知を行います。	農政課
継続	⑧	農業後継者を始め、農業外からの新規就農等、市の農業を担う意欲ある農業者の支援を促進します。	農政課
継続	⑨	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地パトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。	農政課 農業委員会事務局
継続	⑩	地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市」に対する支援や地場産品の学校給食への活用など地産地消を促進します。	農政課 学校保健課
継続	⑪	市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。	みどり公園課
継続	⑫	市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。	みどり公園課
継続	⑬	まちの緑を維持し、身近で自然とふれあい、学べる場を守るため、公園の樹木などの維持管理に努めます。	みどり公園課
継続	⑭	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度の適切な運用に努めます。	みどり公園課
継続	⑮	「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。	みどり公園課
継続	⑯	「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。	商工課
継続	⑰	都市計画道路の新設・改築の際には、街路樹等緑地空間の整備を検討するなど、道路環境の整備・管理に取り組みます。	道路河川課
継続	⑱	生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。	道路河川課
継続	⑲	上尾丸山公園におけるネイチャーポジティブを市民協働により推進していきます。	みどり公園課
継続	⑳	水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。	道路河川課

事業活動指標

事業活動指標		基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
継続	緑地率	27.8% (2020 年度)	27.3%	↗
継続	協定締結公園数	63 箇所	63 箇所	→
継続	市民 1 人当たりの 都市公園面積	4.1 ㎡ (2020 年度)	4.3 ㎡	↗
継続	市民農園利用者数	277 人／年	281 人／年	→
継続	新規市民農園開設数 (累計)	—	7 箇所	↗
継続	全農地に占める 遊休農地面積の割合	18.1%	16%	→
継続	学校給食における 上尾市産米使用回数	3 回／年	1 回／年	→
新規	上尾丸山公園水辺 再生事業イベント 開催回数	2 回 (2019 年度)	12 回 (2025 年度)	→

※2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

「→」：現状値よりも値が増加（「全農地に占める遊休農地面積の割合」については減少）することが望ましいが、現在の状況を鑑み、現状値の値を維持することを目標とした指標

環境目標2 健やかで安全、快適に暮らせるまち

2-1 取組の方向性

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく工場・事業場等からの届出の審査、指導、立入検査を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

また、魅力的で快適な街並みを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の向上、廃棄物の不法投棄の発生抑止や、埼玉県景観条例等に基づく良好な景観づくりの取組を実施していきます。

2-2 成果指標

成果指標	基準値 2019年度	現状値 2024年度	目標値 2030年度
大気（一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の環境基準への適合 [※]	適合	適合	適合
ダイオキシン類の環境基準への適合	適合	適合	適合
河川の水質(pH、BOD、SS、DO)の環境基準適合率	87.5%	87.5%	100%

※本市で測定している環境基準項目

2-3 目標達成に向けた市民の取組例

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- エコドライブに努め、騒音や振動の発生を抑えた自動車等の運転を心がけます。
- ごみのポイ捨てはしません。
- 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄は行いません。
- 喫煙マナーを守ります。
- ペットの適正飼育に努めます。

2-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの防止に努め、関係法令を遵守します。
- 周辺住民などからの苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- エコドライブに努め、騒音や振動の発生を抑えた自動車等の運転を心がけます。
- 事業所や周辺の清掃、美化を行います。

2-5 目標達成に向けた市の取組

個別目標〈3〉

公害の防止

施策⑦ 公害対策の推進

生活環境を保全するため、法令に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査の実施、大気、水質、騒音・振動など、市内の環境状態を監視・測定し、環境基準の達成等に向けた取組を実施します。

実行施策

実行施策			担当部署
継続	①	生活環境を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	生活環境課
継続	②	大気、水質、騒音・振動、放射線量などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	生活環境課
継続	③	河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。	下水道施設課

実行施策			担当部署
継続	④	公共下水道供用開始区域では、公共下水道への接続を促進します。	業務課
継続	⑤	生活排水を適正に処理し、河川等の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する市民に対し補助します。	生活環境課
継続	⑥	河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。	建設管理課
継続	⑦	市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修等の必要がある場合には道路管理者等に要請します。	生活環境課
継続	⑧	住工混在による騒音・振動の問題を未然に防ぐため、土地利用の適正化を図ります。	都市計画課
継続	⑨	アスベストによる健康被害を防止するため、事業者が建築物の解体工事等を実施する際には、アスベストの飛散防止の措置を講じ、適正な廃棄物処理を実施するよう指導します。	生活環境課

事業活動指標

事業活動指標		基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
新規	生活排水処理人口 普及率	89.2%	91.6%	↗
継続	公共下水道の普及率	83.2%	86.4%	↗
継続	工業地域及び 準工業地域における 地区計画策定数（累計）	3 件	4 件	↗

※2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

個別目標〈4〉

快適環境の構築

施策⑧ まちの美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対するモラルを向上し、美しいまちづくりを進めます。

良好なまちの景観を形成するため、周囲と調和のとれた建築へと誘導を図るとともに、景観を阻害するような違法看板などを撤去します。

実行施策

実行施策			担当部署
継続	①	ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。	建設管理課
継続	②	「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止し、吸殻の散乱も防止します。	生活環境課
継続	③	まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。	生活環境課
継続	④	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。	生活環境課
継続	⑥	ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。	西貝塚環境センター
継続	⑦	違法な野外焼却があった場合は指導します。	生活環境課
継続	⑧	堤防や護岸等の損傷箇所を把握し、不法投棄を監視するため河川パトロール等を実施します。	道路河川課
継続	⑨	良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。	都市計画課
継続	⑩	建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。	都市計画課
継続	⑪	駅周辺を中心市街地や防災上重要な都市計画道路については、通行空間の安全性、快適性の確保、良好な景観形成を図るため、無電柱化の整備や、歩行者空間の改善・再整備を実施します。	道路河川課
継続	⑫	まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。	都市計画課
継続	⑬	歩行および自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。	交通防犯課

事業活動指標

事業活動指標		基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
継続	クリーン上尾運動 参加人数	18,762 人／年	19,433 人／年	→
継続	野焼きパトロール 回数	6 回／年	9 回／年	→
継続	地区計画策定数 (累計)	26 件	28 件	↗
継続	無電柱化整備延長	0m	500m	↗
継続	違反屋外広告物看板 の撤去枚数	9,463 枚／年	1,948 枚／年	↘
継続	撤去した自転車台数	850 台／年	165 台／年	↘
継続	水路等パトロール 回数	12 件／年	12 件／年	→

※2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

「→」：現状値よりも値が増加することが望ましいが、現在の状況を鑑み、現状値の値を維持することを
目標とした指標

「↘」：現状値よりも値が減少することが望ましい指標

コラム:クリーン上尾運動

上尾市では、道路・河川・公園などにポイ捨てされたごみ・空き缶を一掃するとともに、清掃活動やリサイクル活動を通して環境意識の高揚を図るため、住民参加による美化清掃活動を、ごみゼロの日（5月30日）に準じて地区ごとに開催しています。

令和6（2024）年度は、7つの地区で28回実施され、合計19,433名の方に参加していただきました。また、1事業者が事業所として参加し、合計80名の方に参加いただいています。

このほか、市職員・市議会議員により5月と11月に市内20カ所にて美化奉仕活動を行っています。

●クリーン上尾運動の様子



環境目標3 資源循環の暮らしを営むまち

3-1 取組の方向性

限りある資源を長く、大切に使い続けるため、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの社会経済活動を根本から見直し、あらゆる物を資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していかなければなりません。

そのため、生産・流通・消費の各段階において、廃棄物の排出を最小限とし、環境への負荷の低減や温室効果ガス排出量の削減に資する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が重要です。

ごみを減らすためには、まず、ごみの排出を抑制すること（Reduce（リデュース））、繰り返し使うこと（Reuse（リユース））、資源として再利用すること（Recycle（リサイクル））、いわゆる3Rを推進することが必要です。

3Rの普及や食品ロス削減、プラスチックごみの削減など、資源の有効活用を推進し、循環経済への移行に取り組めます。

3-2 成果指標

成果指標	基準値 2018 年度	現状値 2023 年度	目標値 2030 年度
1人1日当たりのごみ排出量 （家庭部門）※	673g/人・日	623 g/人・日	597g/人・日
ごみのリサイクル率※	19.7%	18.0%	24.7%

※環境目標3の成果指標については、参照データの公表時期に伴い、基準値の年度が他の指標と異なります。

3-3 目標達成に向けた市民の取組例

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使います。
- マイバッグやマイボトルを使用し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- リサイクルの手間を惜しまずに行動します。
- ごみは正しく分別してから出すことを徹底します。
- 資源物を出すときは、市や地域、事業者の回収活動に参加します。

3-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- すぐにごみになるような資源化しにくいもの（商品）はつくらないようにします。
- リサイクルまたは分別しやすいもの（商品）をつくるようにします。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使います。
- 商品の過剰包装や使い捨てプラスチックの提供を控えます。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- ごみと資源物は自らの責任で正しく処理します。
- 資源にできるものは主体的に回収します。
- 市民の資源物回収活動を支援します。

3-5 目標達成に向けた市の取組

個別目標〈5〉

循環型社会の構築

施策⑨ ごみの発生抑制（Reduce）の推進

ごみの排出量を削減することは、市内から発生する温室効果ガスを削減することにもつながります。ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。

施策⑩ ごみの再利用・再資源化（Reuse、Recycle）の推進

市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、市全体でごみの再利用・再資源化（Reuse、Recycle）を推進します。

資源循環に配慮した事業活動や環境に配慮した消費行動を促し、循環経済への転換に向けた取組を進めます。

実行施策

実行施策			担当部署
継続	①	家庭ごみの減量化と資源循環のため、ごみの減らし方やリサイクルについて積極的な情報発信を実施します。	環境政策課
継続	②	買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに過剰包装の辞退やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	環境政策課
継続	③	生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。	環境政策課
継続	④	食品ロスを削減するため、フードドライブなどの活動を促進します。	環境政策課
継続	⑤	建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体および再資源化等を適正に実施するよう事業者に指導します。	建築安全課
継続	⑥	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	環境政策課
継続	⑦	資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。	西貝塚環境センター
継続	⑧	使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。	西貝塚環境センター
継続	⑨	収集した粗大ごみからのピックアップ、リユースを前提とした収集、リユース品の住民の持ち込みなどによるリユース活動を促進します。	西貝塚環境センター
新規	⑩	新しいごみ分別方法の検討など循環経済の仕組みづくりを推進します。	環境政策課

事業活動指標

事業活動指標		基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
継続	ごみに関する出前講座 受講者数（累計）	584 人	1,078 人	↗
継続	地域リサイクル活動に よる資源回収割合	8.35%	7.2%	↗
継続	リサイクル品の 持ち込み数	36 点	58 点	→

※2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

「→」：現状値よりも値が増加することが望ましいが、現在の状況を鑑み、現状値の値を維持することを目標とした指標

コラム:循環経済(サーキュラーエコノミー)とは？

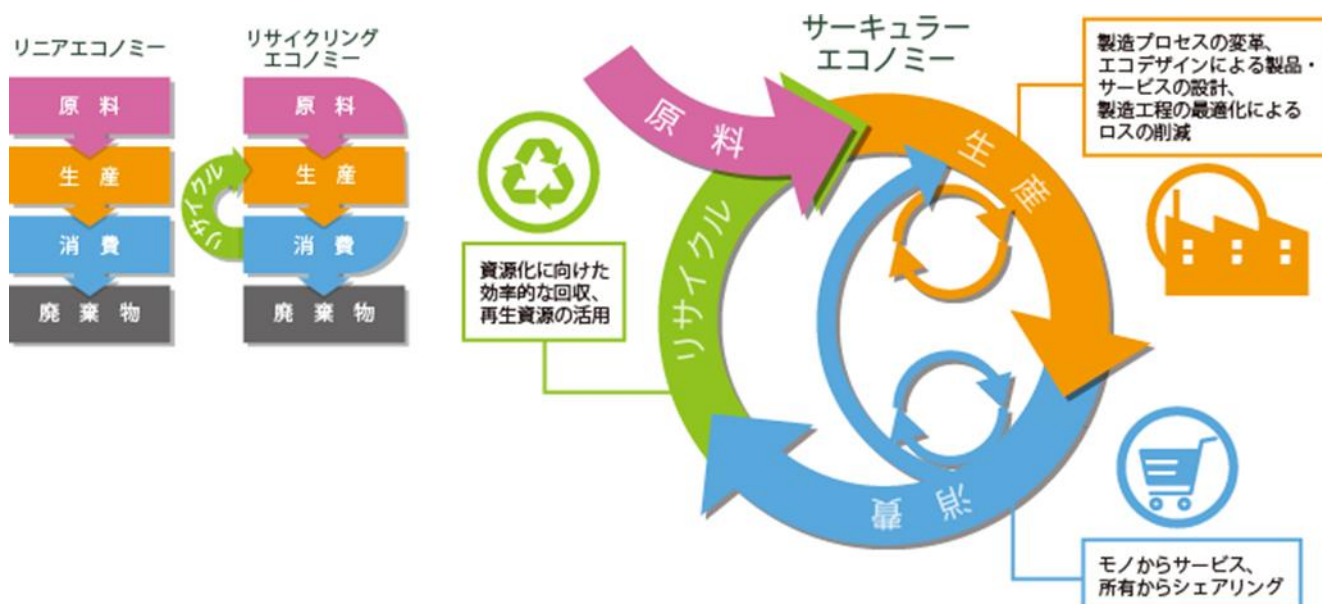
●循環経済(サーキュラーエコノミー)とは？

循環経済(サーキュラーエコノミー:CE)とは、大量生産・大量消費・大量廃棄が一方に進む直線型経済(リニアエコノミー)に代わって、資源投入量・消費量を抑えつつ、今ある資産を有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環型の経済社会活動のことです。

経済システムに投入した原材料や製品はその価値をできる限り高く保ったまま循環させ続けることで自然を再生し、人々のウェルビーイング(高い生活の質)や環境負荷と経済成長を分離することを目指しています。

単なる環境規制ではなく、経済の仕組みを変える政策として各国が推進しており、ビジネス界も循環経済を意識した活動に変化しています。

循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行のイメージ



資料：サーキュラーエコノミー推進センター埼玉 リーフレット (公益財団法人 埼玉県産業振興公社)

●サーキュラーエコノミー推進センター埼玉の取組

サーキュラーエコノミー推進センター埼玉は企業の循環経済(サーキュラーエコノミー)の取組を支援するワンストップ支援拠点です。

推進センターでは、「まずはサーキュラーエコノミーについて知りたい」「具体的な事例を知りたい」といった企業等を対象に、サーキュラーエコノミー基礎セミナーの開催に加え、コーディネーターによる企業のサーキュラーエコノミーの取組に関する相談、販路拡大やビジネスマッチングによる支援などを行っています。さらに、国や県の競争的資金獲得支援や研究会の実施、金融機関を含めた関係機関との連携等により事業化の支援も行っています。

資料：サーキュラーエコノミー推進センター埼玉 リーフレット (公益財団法人 埼玉県産業振興公社)

環境目標 4 脱炭素な暮らしを営むまち

4-1 取組の方向性

本市では、令和3（2021）年7月17日に令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、温室効果ガス削減に向けた取組の強化や、個々の省エネ行動の実施を啓発することで、市民や事業者の意識醸成を図っており、一定の排出量を削減しています。

引き続き、地球温暖化問題を世界共通の問題として捉え、国際社会の一員としてパリ協定の目標達成に貢献すべく、本計画の目標年次を含む令和12（2030）年度までを、2050年カーボンニュートラル実現への加速期間として捉えて、基準年度である平成25（2013）年度比で温室効果ガス排出量46%削減、可能な限り50%削減を目指します。

削減目標の達成に向けて、化石燃料由来のエネルギー消費の抑制、再生可能エネルギーの利用拡大を重点施策と位置づけ、優先的な推進を図ります。

4-2 成果指標

成果指標	基準値 2013年度	現状値 2022年度	目標値	
			【中間目標】 2030年度	【長期目標】 2050年
温室効果ガス削減目標※	1,165 千 t-CO ₂	1,033 千 t-CO ₂	629 千 t-CO ₂	排出量実質ゼロ
人口1人当たりの CO ₂ 排出量	5.1 t-CO ₂	4.5 t-CO ₂	2.8 t-CO ₂	—
再生可能エネルギー 導入目標	15,682 kW (2014年度)	36,222 kW	101,000 kW	640,000kW

※吸収量を含まない。

4-3 目標達成に向けた市民の取組例

- デコ活の趣旨を理解し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 省エネ型の家電製品や照明を購入・利用します。
- うちエコ診断などを活用し、各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ対策を実践します。
- 太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動を心がけます。
- 自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、更新時には、電気自動車やプラグインハイブリッド車など、次世代自動車の導入に努めます。
- 住宅の新築や改築を行う場合や賃貸住宅を選ぶ際は、省エネルギー性能の高い住宅、断熱性に優れた住宅の選択に努めます。
- 宅配便は、宅配日時指定を利用して1回で受け取れるよう努めます。

4-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- デコ活の趣旨を理解し、日常活動での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施します。
- 「省エネ診断」の受診、高効率の設備や照明の導入など、事務所の省エネ化に努めます。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21、埼玉県エコアップ認証制度など）を導入します。
- 太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー比率の高い電力契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- 自動車の運転時は、エコドライブを実践するとともに、更新時には、電気自動車やプラグインハイブリッド車など、次世代自動車の導入に努めます。
- 共同配送を採用するなど、物資輸送の省エネ化に努めます。
- 事務所の新築や改築を行う場合やテナントを選ぶ際は、省エネルギー性能の高い建物、断熱性に優れた建物の選択に努めます。
- カーボン・オフセット、カーボンクレジットの可能性について検討します。

4-5 目標達成に向けた市の取組

個別目標〈6〉

省エネルギー化の推進

施策⑪ 家庭・事業所の省エネルギー化の促進

市民や事業者に対し、温室効果ガスの排出量削減のために、様々な手法により取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供を行い、脱炭素型の製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択する「デコ活」をはじめとした効果的な省エネ行動を促進します。

施策⑫ 公共施設の省エネルギー化の推進

市役所をはじめとする上尾市が管理する公共施設においては、「第3次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務・事業活動に係る省エネルギー対策を推進します。

実行施策

実行施策			担当部署
継続	①	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促す、デコ活への参加を呼びかけます。	環境政策課
継続	②	家庭や事業所におけるCO ₂ 削減を図るため、省エネ機器（高効率空調・燃料電池等）、再エネ機器（太陽光発電・太陽熱・ヒートポンプ等）等の情報提供を行い、設備更新等を促します。	環境政策課
継続	③	事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組、県が行う融資制度、エコアクション21や埼玉県エコアップ認証等の取得について積極的にPRします。	環境政策課
継続	④	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設および事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。また、公共施設の新設、改築、設備更新等の際には、「公共施設環境配慮型設備導入指針」に基づき、省エネ機器、再エネ機器の導入を推進します。	環境政策課

事業活動指標

事業活動指標		基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
継続	省エネに関する 出前講座受講者数	0 人／年	30 人／年	↗
新規	省エネ診断の 受診件数【累計】	—	8 件 (2025 年度)	↗
継続	市の公共施設および 事務事業からの温室 効果ガスの削減率	— (2014 年度比)	17.8% (2014 年度比)	↗
継続	市の公共施設および 事務事業からの温室 効果ガス排出量	18,505t-CO ₂ (2014 年度)	15,217 t-CO ₂	↘

※2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

「↘」：現状値よりも値が減少することが望ましい指標

個別目標〈7〉

再生可能エネルギー利用の促進

施策⑬ 再生可能エネルギーの利用の促進

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、建築物（家庭や事業所）、公共施設等における再生可能エネルギー設備の導入を促進します。再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入拡大に向けた各種支援を展開し、エネルギーの地産地消を実現するための基盤の形成を図ります。

さらに、大気熱を利用するヒートポンプを再生可能エネルギー設備に分類することで、再生可能エネルギー設備の選択肢を増やし、太陽光発電システムとともに普及拡大を促進します。

また、公共施設においては、再生可能エネルギー由来の電力調達を図るとともに、市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しを呼びかけます。

実行施策

実行施策			担当部署
継続	①	自然環境や生活環境に配慮しながら、再生可能エネルギー等の導入を促進するため、太陽光発電設備やヒートポンプ、蓄電池等の設置を支援します。	環境政策課
継続	②	太陽光などの再生可能エネルギーや蓄電池、V2H・V2Bなどの活用に関する情報提供をはじめ、国や埼玉県の補助・支援制度について情報発信します。	環境政策課
新規	③	市民や事業者に対し、再生可能エネルギー比率の高い電力契約への見直しを呼びかけます。	環境政策課
継続	④	公共施設における再生可能エネルギー由来の電力調達割合の増加を目指します。	環境政策課 施設所管課
継続	⑤	公共施設を改修する際は、「上尾市公共施設環境配慮型設備導入指針」を踏まえて、再生可能エネルギーの活用や断熱素材等の導入に努めます。	環境政策課 施設所管課
継続	⑥	防災拠点となる公共施設においては、再生可能エネルギー（太陽光発電設備）、蓄電池、電気自動車、V2B等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指します。	施設課 危機管理防災課 施設所管課

事業活動指標

事業活動指標		基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
継続	世帯当たりの 太陽光発電設置割合※	4.8%	6.4%	↗
新規	公共施設の 再エネ電力調達割合	—	0%	↗

※各年度末時点の設置数・世帯数

※2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

個別目標〈8〉

脱炭素型まちづくりの推進

施策⑭ 建築物の省エネルギー化の促進

新築される住宅やビルの ZEH 化、ZEB 化等、より高い省エネ性能への誘導を図るほか、既存住宅の省エネ性能の底上げを図ります。

施策⑮ 移動手段の脱炭素化の促進

運輸部門の脱炭素化に向けて、自転車の利用等による温室効果ガスを排出しない行動への移行に加え、電気自動車等の次世代自動車の普及拡大を図ります。

また、充電設備など次世代自動車普及のための基盤整備を促進します。

施策⑯ スマートコミュニティの促進

効率の良いエネルギー利用と温室効果ガスの排出が少ないまちづくりを進めます。

実行施策

実行施策			担当部署
継続	①	戸建住宅、集合住宅、ビル等の新築、増改築をする際に建築物の省エネ化を促進し、脱炭素に配慮した建築物となるよう情報発信します。	環境政策課
継続	②	学校建物の断熱を図り、冷暖房の使用を抑えるため、学校の建物の断熱改修を普及・促進します。	教育総務課 環境政策課
継続	③	公共施設の建替え・改修に当たっては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ基準を踏まえつつ、適宜エネルギー消費性能に優れた建築物を目指します。	環境政策課 施設課 施設所管課
継続	④	自動車からの CO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。	環境政策課 生活環境課
継続	⑤	CO ₂ 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。	環境政策課
継続	⑥	自動車からの CO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図り、市民や事業者公共交通機関利用の実践を促します。	交通防犯課
継続	⑦	市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。	交通防犯課
継続	⑧	「上尾市都市計画マスタープラン 2020」に基づき、都市機能の誘導を図るとともに、生活利便施設にアクセスしやすい環境を整えたコンパクトなまちづくりの整備を進めます。	都市計画課 交通防犯課

実行施策			担当部署
継続	⑨	歩行者が安全に歩くことができる環境整備のため、歩行者通行空間の改善を図ります。	道路河川課
継続	⑩	自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市都市計画マスタープラン 2020」に掲げる、自転車レーン整備優先エリアの整備を進めます。	都市計画課 道路河川課
継続	⑪	輸配送に伴う自動車からの CO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者に地産地消の推進を促します。	商工課 農政課

事業活動指標

事業活動指標		基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※2)
継続	ぐるっとくんの 年間利用者数	480,306 人／年	462,522 人／年	↗
継続	自転車レーンの 整備延長	5.6Km	0.4 Km	↗
新規	次世代自動車の普及 割合（乗用車）(※1)	—	21.9% (2023 年度)	↗

※1 「運輸部門（自動車）CO₂ 排出量推計データ（次世代自動車考慮版）」（環境省）のうち、乗用車における EV・HV・PHV・FCV の割合

※2 2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

環境目標5 気候変動に適応したまち

5-1 取組の方向性

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」とあわせて、気候変動の影響に備える「適応策」への対応を推進していきます。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症の拡大、農作物への影響なども想定されていることから、防災、健康、農業などの他分野とも連携しながら取組を推進します。

さらに、防災・減災につながるグリーンインフラや災害時の自立電源の確保が可能となる自立・分散型のエネルギーなど、これらを有効に活用して、災害にも対応できるレジリエントなまちを目指していきます。

5-2 成果指標

成果指標	基準値 2024 年度	現状値 2025 年度	目標値 2030 年度
クーリングシェルの指定数	35 件／年	41 件／年	50 件／年
指定一般避難所における 太陽光発電設備の設置数	4 施設	4 施設	24 施設

5-3 目標達成に向けた市民の取組例

- ・ 上尾市洪水ハザードマップの活用やマイタイムラインの作成などにより、水害発生時の適切な避難行動が取れるように備えます。
- ・ 熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。
- ・ クーリングシェルターやまちのクールオアシス、まちのクールナビスポットを利用します。

5-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- ・ 雨水貯留施設の設置を検討、導入します。
- ・ 上尾市洪水ハザードマップの活用やマイタイムラインの作成などにより、水害発生時の適切な避難行動が取れるように備えます。
- ・ 熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。
- ・ クーリングシェルターやまちのクールオアシス、まちのクールナビスポットの開設に協力します。

5-5 目標達成に向けた市の取組

個別目標〈9〉

気候変動への適応

施策⑰ 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨などによる被害の軽減に向け、雨水の貯留・浸透、利用の促進や、下水道施設の流下機能の確保など、市内の水害対策を進めるほか、関係機関と連携し、気候変動に伴う災害発生時の市民生活への影響を最小限にとどめるよう取組を推進します。

施策⑱ 日常生活への影響対策の推進

気候変動による熱中症の発症リスクなどについての情報提供や影響軽減に向けたまちづくりを推進し、健康被害の発生抑止に努めます。また、高温化や局地的大雨などに伴う産業への影響についての情報提供を行い、事業活動における気候変動影響軽減のための取組を推進します。

実行施策

実行施策			担当部署
継続	①	「上尾市総合治水計画」に基づき、水害に強いまちづくりを推進します。	道路河川課
継続	②	下水道施設の維持管理に努めます。	下水道施設課
継続	③	集中豪雨による浸水被害を軽減するため、市民に対して雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、事業者に対して雨水流出抑制対策（雨水浸透ますや雨水貯留槽の設置）を指導します。	建設管理課
継続	④	集中豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所を周知するとともに、上尾市防災士協議会と連携し、マイタイムライン等普段の備えを具体的に分かりやすく伝えていくことで、防災行動の普及啓発に努めます。	危機管理防災課
継続	⑤	ヒートアイランド現象を緩和するため、緑化を指導し、まちなかの緑を保全します。	みどり公園課
継続	⑥	暑さ指数（WBGT）などの熱中症予防情報を市民や事業者に広く呼びかけるとともに、高齢者等への普及啓発・注意喚起を行います。	健康増進課
継続	⑦	公共施設を、熱中症を予防するための休憩場所として、市民に活用します。	健康増進課
新規	⑧	熱中症患者の発生を予防するため、事業者に対し、クーリングシェルの開設を呼びかけます。	健康増進課

実行施策			担当部署
新規	⑨	駅などの拠点となる施設に、熱中症発症リスクの低減効果が期待できる冷却ミスト設備の設置を検討します。	道路河川課
新規	⑩	関係機関等と連携し、高温化に対応した農作物の栽培方法や品種等について情報収集します。	農政課
新規	⑪	土地改良事業など農地が持つ防災機能を向上するための施設整備を支援します。	農政課
新規	⑫	国や県、関係機関等と連携し、災害時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保します。	建設管理課 道路河川課 下水道施設課

事業活動指標

事業活動指標		基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
継続	雨水貯留タンク設置 補助件数	28 件／年	8 件／年	→
継続	イツモ防災講座 (マイタイムラインを 含む) 受講者数	2,412 人／年	6,452 人／年	→

※2030 年度に向けた指標の方向性

「→」：現状値よりも値が増加することが望ましいが、現在の状況を鑑み、現状値の値を維持することを
目標とした指標

環境目標 6 みんなが環境行動を実践するまち

6-1 取組の方向性

気候変動問題をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し変えていくことで、その解決につながります。

私たちには、若い世代が将来も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりや事業者が環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのために、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、環境にやさしい行動につながるような取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境行動の輪を広げます。

6-2 成果指標

成果指標	基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	目標値 2030 年度
環境を良くするために 取り組みたい人※の割合	92.6%	86.9%	92.6%以上

※環境を良くするために取り組みたいことで「特になし」と回答した人及び「無回答」以外

6-3 目標達成に向けた市民の取組例

- ・ 自主的に環境学習に取り組みます。
- ・ 環境行動に関する情報を意識して取り入れます。
- ・ デコ活の趣旨を理解し、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- ・ 地域の環境保全活動に参加します。
- ・ 環境イベント、環境学習講座などに自主的に参加します。

6-4 目標達成に向けた事業者の取組例

- ・ デコ活の趣旨を理解し、日常活動での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- ・ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21、埼玉県エコアップ認証制度など）を導入します。
- ・ 従業員を対象とした環境研修を実施します。
- ・ 施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。
- ・ 地域の環境保全活動に参加します。
- ・ 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに協力・参加します。

6-5 目標達成に向けた市の取組

個別目標〈10〉

環境行動の活発化

施策⑱ 環境教育・環境学習の推進

こどもから大人まで全ての世代の環境意識の向上を目指し、環境について学ぶ機会を増やします。そのため、学校や地域などでの環境教育の推進を支援するとともに、次世代の環境行動をけん引する新たな人材の確保と育成を図ります。

施策⑳ 協働による環境行動の推進

将来の地球環境や市の環境を守るためには、先人から受け継いできた誇るべき市の環境を守り、育て、次世代へと継承していく必要があります。

そのため、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとする事で、十分な効果を発揮できるよう協働による環境行動の底上げを図っていきます。

実行施策

実行施策			担当部署
継続	①	環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。	環境政策課
継続	②	地域における環境学習の機会を増やすため、環境推進協議会において市民向けの環境に関する学習会を開催します。	環境政策課
継続	③	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。	環境政策課
継続	④	将来にわたって環境行動を継続するため、次世代の環境行動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。	環境政策課 生活環境課
継続	⑤	児童生徒が、環境の保全に向けて、主体的に行動できる実践的な態度や資質・能力が育めるよう、シティズンシップ教育を推進します。	指導課
継続	⑥	地域における環境学習の機会を増やすため、公民館等を利用して市民向けの環境に関する講座を開催します。	生涯学習課 環境政策課
継続	⑦	市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、学習・体験教室などの体験型環境学習を充実させます。	みどり公園課 環境政策課
継続	⑧	市民が農とふれあう機会を増やすため、農業体験などの体験型学習を充実させます。	農政課

実行施策			担当部署
継続	⑨	将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。	環境政策課
継続	⑩	NPO や民間事業者等が市民、行政と協働して行う環境行動に関する情報を収集するとともに、取組拡大に向けて広く周知啓発を行います。	環境政策課
継続	⑪	環境行動の更なる拡大を図るため、環境行動を行うグループ間の交流を促進します。	環境政策課 みどり公園課 農政課

事業活動指標

事業活動指標		基準値 2019 年度	現状値 2024 年度	2030 年度に向けた 指標の方向性(※)
継続	環境推進協議会学習会 参加者数	52 人／年	3 人／年	↗
継続	温暖化対策講座 実施校数	2 校／年	2 校／年	↗
継続	環境学習講座参加者数	0 人／年	26 人／年	↗
継続	あげお環境賞受賞団体 の紹介件数	2 件／年	2 件／年	→
継続	農業体験教室の開催数 (作付け・収穫)	8 回／年	8 回／年	→

※2030 年度に向けた指標の方向性

「↗」：現状値よりも値が増加することが望ましい指標

「→」：現状値よりも値が増加することが望ましいが、現在の状況を鑑み、現状値の値を維持することを目標とした指標

第7章 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市民・事業者・行政がお互いの役割に応じた行動を協働で実践していくことが重要です。そこで、次に掲げる組織を推進体制の基盤として活用し、計画の推進を図ります。

1-1 上尾市環境審議会

上尾市環境審議会は、本市の環境の保全および創造に関する基本的事項等を調査審議するために、上尾市環境審議会条例に基づき設置された組織です。市議会議員、関係団体の代表、関係行政機関の職員、有識者で構成されています。

本計画の推進にあたっては、計画全体の進捗状況や今後に向けた課題について審議を行い、市長へ助言を行います。

1-2 上尾市環境政策推進会議・上尾市環境政策推進会議幹事会

上尾市環境政策推進会議は、環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、上尾市環境基本条例に基づき設置された庁内の横断的な組織です。市長を会長に、副市長を副会長におき、部長職の職員により構成され、下部組織に次長職の職員で構成される上尾市環境政策推進会議幹事会を設置しています。

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルに基づき、環境関連施策の実施状況の点検、評価、見直し等を行います。

1-3 上尾市環境推進協議会

環境への負荷の少ない循環型社会を目指すことを目的に設置された組織で、市民団体、事業者、有識者で構成されています。

主な活動として、環境イベントや学習会を開催しているほか、あげお環境賞の贈呈や市民・事業者への環境情報の提供などの活動を行っています。

本計画の推進にあたっては、計画に示された取組を市と協働して実践します。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルの考え方に基づき、年次計画の策定（Plan）、計画の実行（Do）、施策の進捗状況の確認、評価（Check）を行い、次年度のアクションプランへと反映させます（Action）。

2-1 Plan（計画）：年次計画の策定

各施策を進めるにあたり、担当部署は、年度当初に当該年度のアクションプランを策定します。策定にあたっては、担当施策に対する取組の実施状況を把握するため、指標（事業活動指標）を設定します。事業活動指標には数値目標を設定します。

また、部局横断的な指標として、5つの環境目標毎に成果指標を設定しており、5年毎に目標値を設定、見直します。

2-2 Do（実行）：取組の推進

策定したアクションプランに基づき、担当部署は取組を推進します。なお、進捗状況の確認や課題の抽出については、次のプロセスで確認します。

2-3 Check（点検・評価）：進捗状況の確認・評価

担当部署は、年度当初に掲げた事業活動指標の目標値に対する実績値を確認し、なぜそのような結果となったのか等について考察するとともに、課題の抽出を行います。

成果指標については、事業活動指標の進捗状況と合わせて、目標の達成状況を確認します。

計画の進捗については、上尾市環境政策推進会議で確認したうえで、上尾市環境審議会に報告し、評価や助言を受けます。

また、年度ごとの実績については、「上尾市環境年次報告書」として取りまとめ、市民・事業者等に公表します。

2-4 Action（改善）：次年度計画への反映

担当部署は点検・評価における自己評価に加え、上尾市環境政策推進会議及び上尾市環境審議会の評価や助言等を踏まえた改善策について、次年度のアクションプランへと反映させます。

参考資料

用語解説（案）

【あ行】

アップサイクル

捨てられるはずだった廃棄物や不用品に新たな価値を付加し、新しい製品として蘇らせること。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「生活排水」に分類される。

また、「ごみ」は事業活動によって生じた「事業系ごみ」と「家庭ごみ」に分類される。

ウェルビーイング

世界保健機関（WHO）が 1946 年設立時に WHO 憲章において「健康」を定義づける言葉として使われたのが始まりとされている。OECD（経済協力開発機構）や、世界各国において、人々の満足度等を示す指標として GDP を補完する指標として注目されている。

近年、国も満足度・生活の質を表す指標として導入を進めており、環境分野でも「第六次環境基本計画」の中でウェルビーイング（高い生活の質）の実現を目指すことを示している。

うちエコ診断

家庭でのエネルギー消費や CO2 排出量を把握し、環境負荷の低減や省エネ対策を実践するための診断サービス。環境省が推進する取り組みの一環で、専門家が各家庭の生活スタイルやエネルギー使用状況を分析し、具体的な改善策を提案する。

エコアクション 21

環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく取組を行う事業者を認証及び登録する制度。中小事業者等の環境への取組を促進するため、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツールがある。

エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめる、余分な荷物を載せないなど、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用で、燃料消費量や CO2 排出量を減らし、地球温暖化防止につながる取組。

エコロジカルネットワーク

生きものが生息・生育する様々な空間（緑地・水辺等）がつながる生態系ネットワークのこと。

エネルギーマネジメントシステム

エネルギーの消費データを収集・分析し、リアルタイムでの監視や制御等を行うことで、エネルギー使用の最適化・効率化の向上を実現させるためのシステム。

温室効果ガス

大気中の CO2 やメタン（CH4）などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素

(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類としている。

【か行】

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンクレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして取引すること。制度としては国がクレジット認証するJ-クレジットがある。

カーボンニュートラル

CO₂を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。ゼロカーボン、ゼロエミッションということもある。

カーボンプライシング

CO₂(カーボン、炭素)に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法。炭素税や排出量取引制度など、企業や個人の排出削減を促し、気候変動対策の推進に寄与するものとして、カーボンニュートラルの実現に向けて、国でカーボンプライシング活用の検討が進められている。

海洋プラスチックごみ

ポイ捨てや屋外に放置されたプラスチックごみが、雨や風に流され河川などを經由して海域に流出し、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊しているごみのこと。生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。海域に流出したプラスチックは、マイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来種

国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」と呼ぶ。平成27(2015)年3月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされるCO₂などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源である。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。大気、水、土壌、騒音の「維持されることが望ましい基準」であり行政上の目標として定められるもの。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。令和 6（2024）年に第六次計画が閣議決定された。

「第六次環境基本計画」は第五次環境基本計画の「循環共生型社会」の考え方を継承しつつ、環境保全を通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を目指し、地域循環共生圏の構築による新たな成長などを掲げている。

環境基本法

環境の保全の基本理念、各主体の責務、基本的施策、組織などを定めた法律。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるもの。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が自主的に環境負荷の低減と環境保全の推進に関する取組を進めるための体制・手続き等の仕組み。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し（または植林などによって吸収量を増加させる）気候変動を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動

地球全体の気温、降水量、気象パターンなどの長期的な変化のこと。気候変動の影響は、農業、水環境、自然生態系、自然災害、人間の健康など、多岐にわたる分野に及び、特に、近年は極端な大雨や猛暑などの異常気象が世界各地で頻発しており、その影響が深刻化している。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成 30（2018）年に制定された法律。

気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進等気候変動適応を推進し、国民の健康や生活の確保に寄与することを目的としている。

クーリングシェルター

熱中症対策強化のため、冷房施設を有する施設をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定し、だれでも気軽に暑さをしのぐために利用できる場所や施設のこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの多様な効果を得ようとする考え方及びその取組のこと。

グリーン電力証書

自然エネルギー等で発電された電力の環境価値（CO2 削減など）を「証書」として取引すること。グリーン電力証書を活用することで、再生可能エネルギーを直接利用せずに、その環境価値を活用し、省エネや環境保全に貢献できる。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。

合成燃料

水素と CO2 を反応させて人工的に作る液体燃料。石油由来の燃料と異なり、燃焼しても大気中の CO2 を増加させないため、カーボンニュートラルの実現に貢献する燃料として期待されている。

合成メタン

水素と CO2 を反応させて生成される人工的なメタンのこと。再生可能エネルギー由来の水素と燃料の燃焼によって排出された CO2 を回収して用いることで、カーボンニュートラルな特性を持ち、既存のガスインフラや設備を活用できる利点がある。

コージェネレーションシステム

コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用することで省エネ効果が高くなるシステム。コジェネとも略する。

【さ行】**再エネ・省エネ対策推進奨励金**

太陽光発電システムやハイブリッド給湯機、電気自動車などの再エネ・省エネ機器を購入・設置した市民・事業者に対し、自主的に再エネ・省エネに取り組むことへの奨励金を交付する上尾市の制度。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。永続的に利用でき、温室効果ガスを発生させない。

埼玉県エコアップ認証制度

事業者が、自主的に環境への取組を実施するために、環境に関する方針やマニュアル、目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認及び評価し、改善していくことで、CO2 削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に取組をしている事業所を県が認証する制度。

サステナブル

「持続可能な」を意味するもので、環境や社会、経済の持続可能性を考慮しながら、持続可能な形で発展させる考え方。1987 年に国連「ブルントラント委員会」が「将来世代のニーズを損なうことなく、現在世代のニーズを満たす開発」と定義し、1992 年の「国連環境開発会議（地球サミット）」の「リオ宣言」において持続可能な社会の実現を目指すことが国際的に合意されています。

次世代自動車

運輸部門からの CO2 削減のため、電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル車等を「次世代自動車」として国が定めている。「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」で 2035 年までに乗用車の新車販売で電動車（EV、FCV、PHEV、HV）100%を実現する目標を掲げている。

自然共生社会

「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」を理念とし、豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保され、その恵みを持続可能に利用することにより、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保された、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

自然再興（ネイチャーポジティブ）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。ネイチャーポジティブの実現には、自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革が必要であり、多様な主体による取組や参画も重要視されている。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年までに達成すべき開発分野における国際社会共通の8つの目標の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12（2000）年に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本法

平成12（2000）年に制定された、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分を通じて、資源の循環的利用を促進し、環境負荷の低減を目指すことを目的とした法律。

処理の優先順位（発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分）を初めて法定化し、循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化している。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

自立分散型エネルギー

地域や建物単位でエネルギーを自給自足する仕組みで、太陽光や風力等の再生可能エネルギーや蓄電池を活用し、エネルギーの地産地消を実現するもの。大規模停電時でも電力供給が可能で、災害時のレジリエンス向上に寄与する。

森林環境譲与税

都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されるもの。令和6（2024）年度から国民一人あたり千円が森林環境税として課税され、その税収が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲渡される。

スマートコミュニティ

ICT（情報通信技術）等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しいコミュニティのこと。

生態系

空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的環境（無機物）が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。特有の個性を持つ様々な生きものが、様々な異なる環境の中で、互いの個性を活かしながら直接的・間接的につながり、支えあっていることで、たくさんの種類の生きものがいるだけではなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることとされている。生物多様性条約など一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝子の多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

平成20（2008）年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則、各主体の責務、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【た行】**太陽光発電**

太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法のこと。

脱炭素（社会）

地球温暖化の原因となるCO₂を始めとする温室効果ガスをなくして「ゼロ」にすること。また、それを目指す社会のこと。

脱炭素経営

事業所から排出される温室効果ガスを実質ゼロに近づけ、カーボンニュートラルを目指すこと。国内外において、事業者の格付けや投資家及び消費者からの信用・支援の基準としても注目されており、これらは大企業のみでなく、サプライチェーン全体として取り組むことが必要とされている。

地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続ける自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。

地球温暖化

地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する気象現象のこと。自然のサイクルの自然変動と、人為起源によるものがある。20世紀半ば以降の温暖化は人為起源の温室効果ガスが主な原因とされている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律で平成10（1998）年に公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献を目的としている。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

デコ活

CO2を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良い（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

デング熱

熱帯・亜熱帯に生息するデングウイルスを持った蚊に刺されることによって生じる感染症の一種。発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛や皮膚の発疹などが主な症状。地球温暖化が進むことにより、日本国内でも流行することが懸念されている。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

【な行】

ナッジ

ナッジ（nudge：そっと後押しする）とは、行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする手法のこと。具体的には、罰則やインセンティブなど行動を制限したり限定したりせず無意識下に働きかけて、本人が良い選択をできるように後押しする。

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性に対する「気づき」を促すことを目的として、気象庁と環境省が共同で発表する情報。

【は行】

バイオマス発電

動植物から生まれた再生可能な有機性資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電すること。バイオマスには家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどがある。

パリ協定

平成27（2015）年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとな

る協定。世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートポンプ

空気や地中、水などの熱源から熱を移動させ、効率よくエネルギーを使うことができる技術。エアコンや給湯器などに使われている。

フードドライブ

家庭や事業所などで余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体などに寄付する活動のこと。

フードバンク

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を家庭や事業所から提供を受け、福祉施設や生活困窮者などに無償で提供する団体及び活動のこと。

ペロブスカイト（太陽電池）

ペロブスカイト結晶構造（一般式：ABX₃）を持つ化合物を発電層に持つもので、軽くて柔軟であるため、従来のシリコン系太陽電池では重量や厚み等により設置できなかったビルの壁面や耐荷重の小さな屋根等の場所にも設置ができるようになるとして期待されている。次世代型ソーラーセルということもある。

【ま行】

マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

まちのクールオアシス・まちのクールナビスポット

埼玉県の熱中症対策事業で、夏季外出時に休憩できる冷房の入った一時休息所を「まちのクールオアシス」、熱中症予防についての情報発信拠点を「まちのクールナビスポット」として位置付け、県内の公共施設のほか、民間施設にも設置協力を呼びかけている。

メタネーション

メタネーションはCO₂と水素を合成しメタン（CH₄）を製造する技術のこと。都市ガスの主原料となるメタンの燃焼によって排出されるCO₂を回収し、リサイクルされたCO₂を使ってメタンを合成することにより、大気中のCO₂の増加を抑えることができる。

【ら行】

リニアエコノミー

大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする社会経済システムのことで、資源の採掘から大量生産、最終的には大量廃棄へと至る一方通行的な経済活動を指す。

レジリエント

もともとの意味は「弾力」や「回復」といった意味。転じて、困難や脅威に直面している状況への適応力や回復力という意味で用いられる。防災や環境の分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さ、といった意味で使われている。

【英数】

3R

3R（スリーアール）とは、循環型社会を形成していくためのキーワードで、リデュース（発生抑制：資源の消費やごみの発生をもとから減らす）、リユース（再使用：くり返し使う）、リサイクル（再生利用：資源として再び利用する）の行動を指す。

BOD（ビーオーディー）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称で、水中の有機物が好気性微生物（バクテリア・プランクトン）によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COP（コップ）

締約国会議（Conference of the Parties）の略称で、環境問題に限らず、多くの国際条約で、加盟国の最高決定機関として設置されている。国連気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

COD（シーオーディー）

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略称で、水中の有機物が科学的に分解される際に消費される酸素の量であり、主に湖沼や海域の水質汚濁の目安となる。

CO2 排出係数（シーオーツー排出係数）

燃料 1 単位の燃焼に伴う CO2 排出量のこと。ガソリン、灯油、都市ガス、電力など、それぞれの燃料種に係数が定められており、燃料使用量に排出係数を乗じることで CO2 排出量が算出される。例えば、1 kWh の電力消費に伴う CO2 排出量は、kg-CO2/kWh となる。

DAC（ディーエーシー）

DAC（Direct Air Capture）の略称で、大気中の二酸化炭素を（CO2）を直接回収する技術を指す。回収した CO2 は地中に貯留したり、燃料や原料として再利用することが可能で、脱炭素社会の実現に寄与すると期待されているが、設備コスト等が課題となっている。

GX（ジーエックス）

Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略称で、化石燃料に頼らず、太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで CO2 排出量を減らそう、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組。

ISO14001（アイエスオー14001）

環境マネジメントシステムに関する国際規格で、環境リスクの低減、法的義務の遵守、環境目標の達成のために、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act）を通じて継続的な改善を行うための組織の仕組み。

PPA（ピーピーエー）

Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称で、企業・自治体等が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借りて無償で発電設備を設置し、発電した電気を施設等で使うことで、電気料金と CO2 排出の削減が可能になる。契約形態には、発電施設が利用者の敷地内にあるオンサイト型と、遠隔地から電力を供給するオフサイト型がある。

RE100（アールイー100）

Renewable Energy 100%の略称で、企業活動に必要な電力を 100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟するイニシアチブ。

V2H（ブイツーエイチ）

電気自動車（EV）に蓄えた電力を家庭や事業所で利用するシステムのこと。V2H（Vehicle to Home の略称）は家庭用、V2B（Vehicle to Building の略称）は業務用ビルなどである。

利用するためには V2H、V2B 対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。

ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building の略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となることを目指したビルのこと。

現在、ZEB の実現・普及に向けて、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の4段階に定義されている。

ZEH（ゼッチ）

Net Zero Energy House の略称であり、住宅の断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅のこと。

30by30 目標

生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」の後継として令和4（2022）年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において示された主要目標の一つ

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。